

事業概要

平成 2 9 年 版



東京都北多摩北部建設事務所

ま え が き

東京都北多摩北部建設事務所は、北多摩北部の 10 市（立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市）を所管区域としています。その総面積は約 151km²で、東京都全体の約 7%を占めており、区域の基幹的な都市施設である都道 39 路線（延長約 223km）、及び一級河川 8 河川（延長約 47km）を管理しています。

この地域は、昭和 30 年代後半から高度成長とともに都市化が著しく進展しましたが、急激な人口増加による市街化の進展と交通量の増大により道路・河川などの都市基盤整備の水準は未だ十分とはいえません。

建設局では、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020 年に向けた実行プラン～」を踏まえ、2020 年東京オリンピック・パラリンピックとその後の東京を見据え、都市基盤の効果的・重点的な整備と無電柱化の推進・インフラの多機能利用など効率的・計画的な維持・管理とともに高度防災都市づくりの実現に向けた施策を展開し、持続的に発展する東京の都市づくりを進めています。

当建設事務所では、局事業を積極的に推進し、豊かな自然を活かした活力と魅力あふれる北多摩北部の実現のために、地域と密接に連携し、道路・河川の着実かつ効果的な整備と適正な維持管理に、職員一丸となって取り組んでまいります。

街路の整備事業

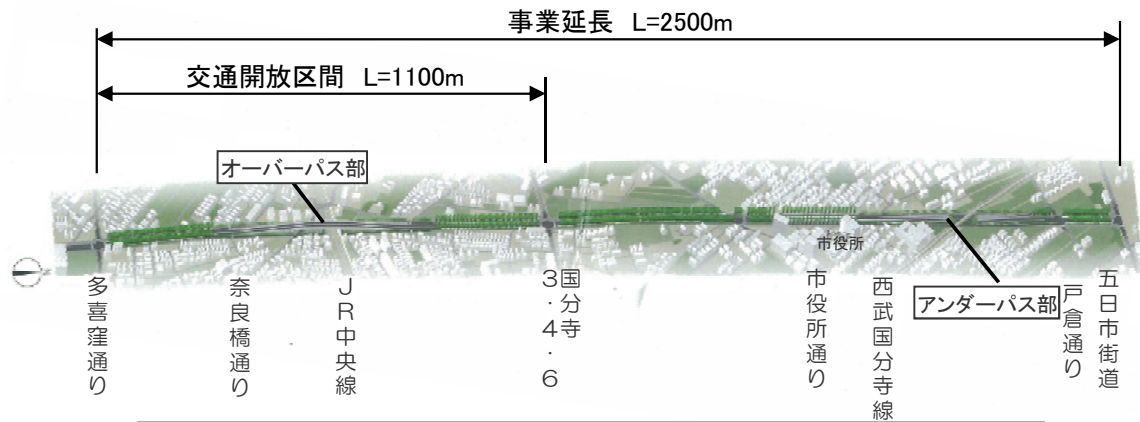
小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線



〔事業期間：平成25年7月30日～平成32年3月31日〕

街路の整備事業

国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線



多喜窪通り方面を望む



平成29年3月16日(木)14時交通開放

交通安全施設の整備事業(1)

第3次交差点すいすいプラン

恋ヶ窪(主17号:国分寺市東恋ヶ窪四丁目)



〔整備後〕



〔整備前〕

交通安全施設の整備事業(2)

第3次交差点すいすいプラン

北野中(一227号:小平市花小金井四丁目)



〔整備後〕



〔整備前〕

路面補修事業

路線名 : 主要地方道新宿青梅線(第5号)青梅街道

工事場所 : 東大和市南街二丁目から同市南街一丁目



路面補修に合わせて歩道改善(歩道の前出し)を実施

路線名 : 一般都道東村山東大和線(第128号)

工事場所 : 東村山市野口町一丁目から野口町三丁目



路面補修に合わせて交通安全対策を実施

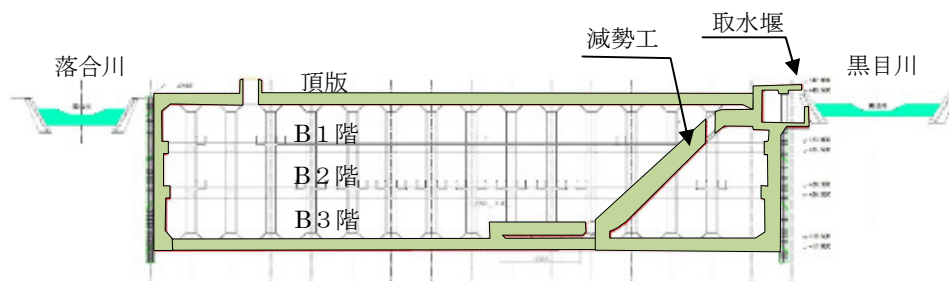
河川の整備事業

黒目川黒目橋調節池工事(第二期)

〔東久留米市神宝町一丁目～大門町二丁目〕



〔換気棟〕

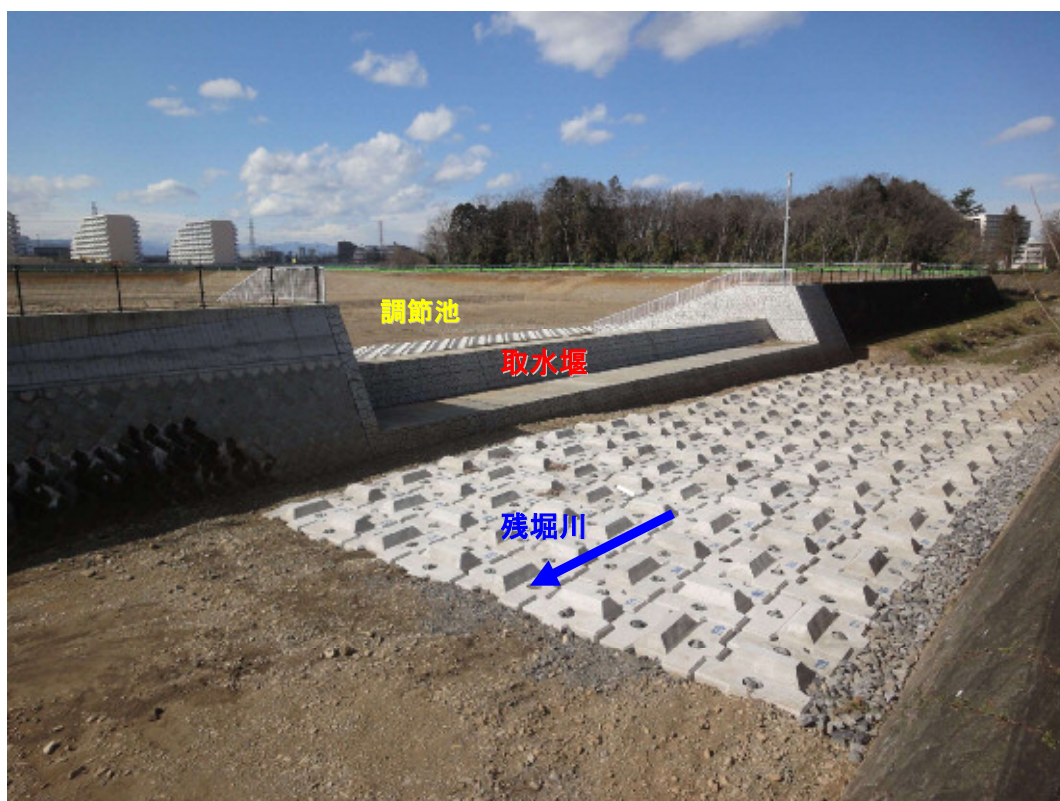


〔調節池内 躯体〕

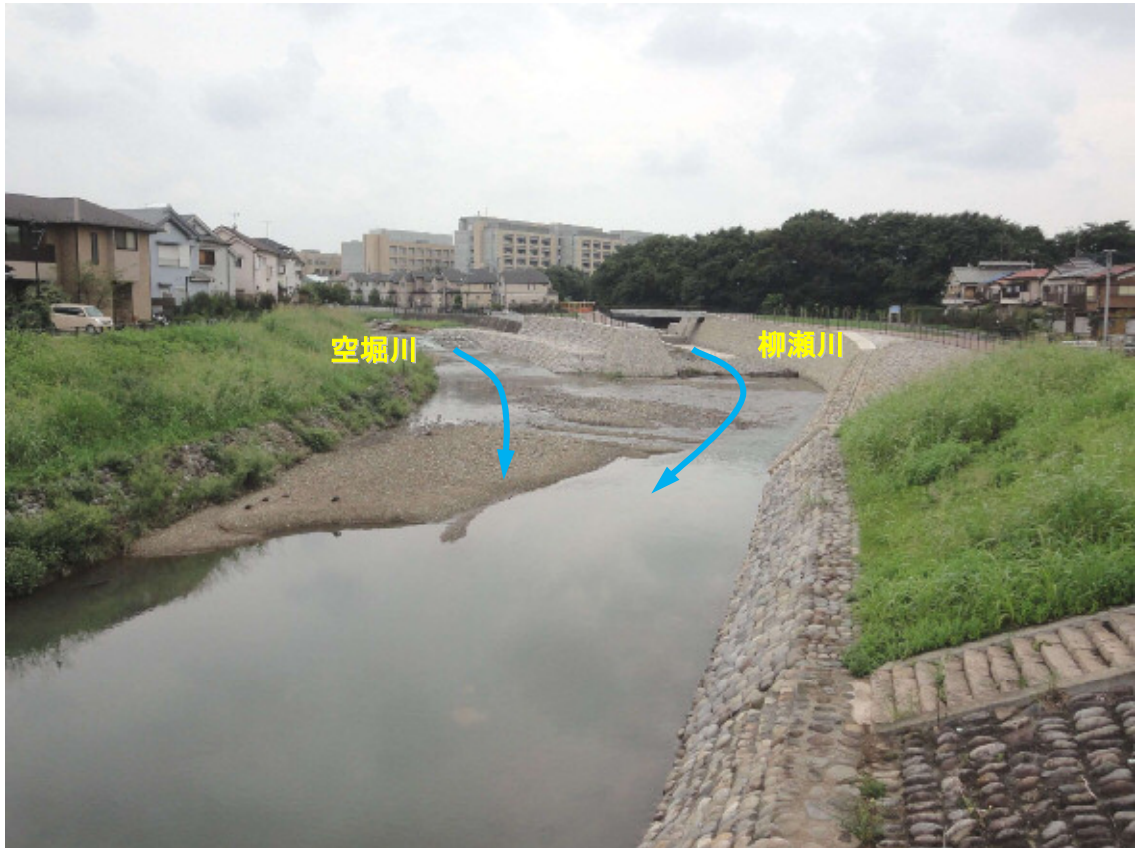


残堀川調節池工事(施工中)

〔昭島市もくせいの杜二丁目～立川市泉町〕



柳瀬川・空堀川合流点整備工事



〔清瀬市中里二丁目 柳瀬川・空堀川新合流点付近〕

空堀川整備工事



〔東大和市奈良橋五丁目 新庚申橋下流付近〕

目 次

I 概 要	
1 北多摩北部建設事務所の概要	1
2 事務所の機構	2
3 事業の概要	7
II 道 路	
1 道路の現況	10
2 道路の管理	10
3 道路の維持補修	19
4 道路・街路の整備事業	28
5 交通安全施設整備事業	44
III 河 川	
1 河川の現況	48
2 河川の管理	49
3 中小河川整備事業	50
4 その他の河川事業	56
5 市民との協働	58
IV 事業用地管理事務	59
V その他の事業	
1 市町村土木補助事業	60
2 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業	61
3 道路愛護活動	61
資 料 編	63

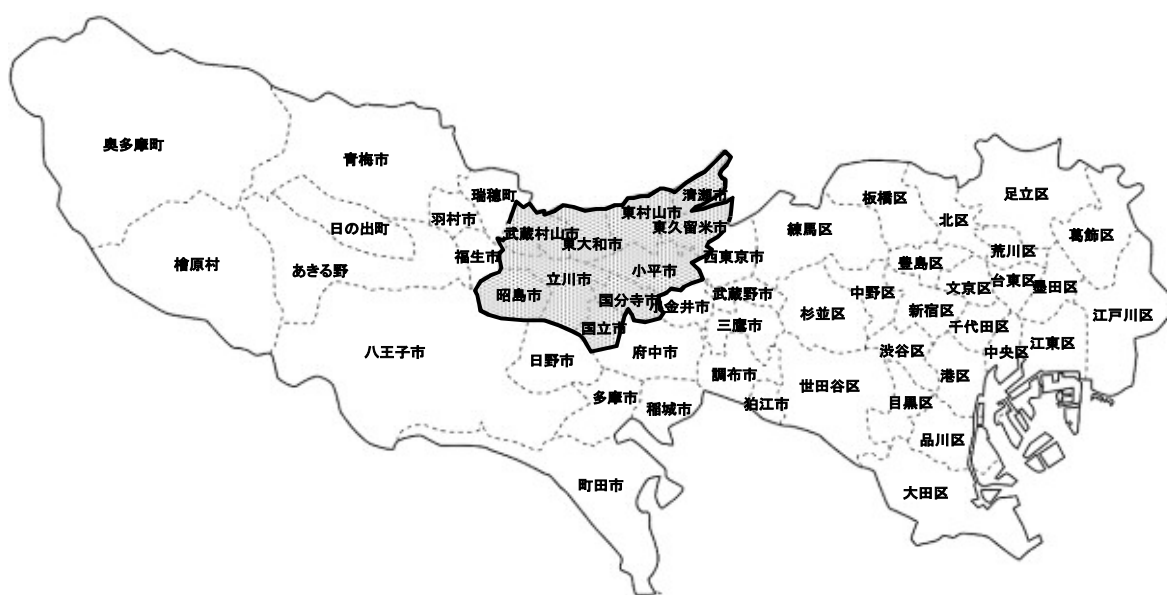
I 概 要

1 北多摩北部建設事務所の概要

(1) 事務所の所管区域

北多摩北部建設事務所の所管区域は東京都の北多摩北部に位置し、西には瑞穂町、福生市と、東には西東京市、小金井市、府中市と、南には多摩川を挟んで八王子市、日野市と、北側は埼玉県に接している。

所管しているのは、立川市、昭島市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市の10市である。



(2) 面積と人口

表－1 面積と人口

平成29年4月1日現在(東京都総務局「東京都の人口(推計)」による。)

地域 区分	管内	多摩部	区部	都全体	都全体 との比率	多摩部 との比率
面積	150.81	1,160.06	626.79	2,191.00	6.88%	13.00%
世帯数	526,903	1,918,716	4,927,259	6,858,952	7.68%	27.46%
人口 (人)	1,177,812	4,239,961	9,421,085	13,686,371	8.61%	27.78%
人口密度	7,810	3,655	15,031	6,247	—	—

※ 所管管内の各市の詳細は、「資－1 面積と人口」を参照。

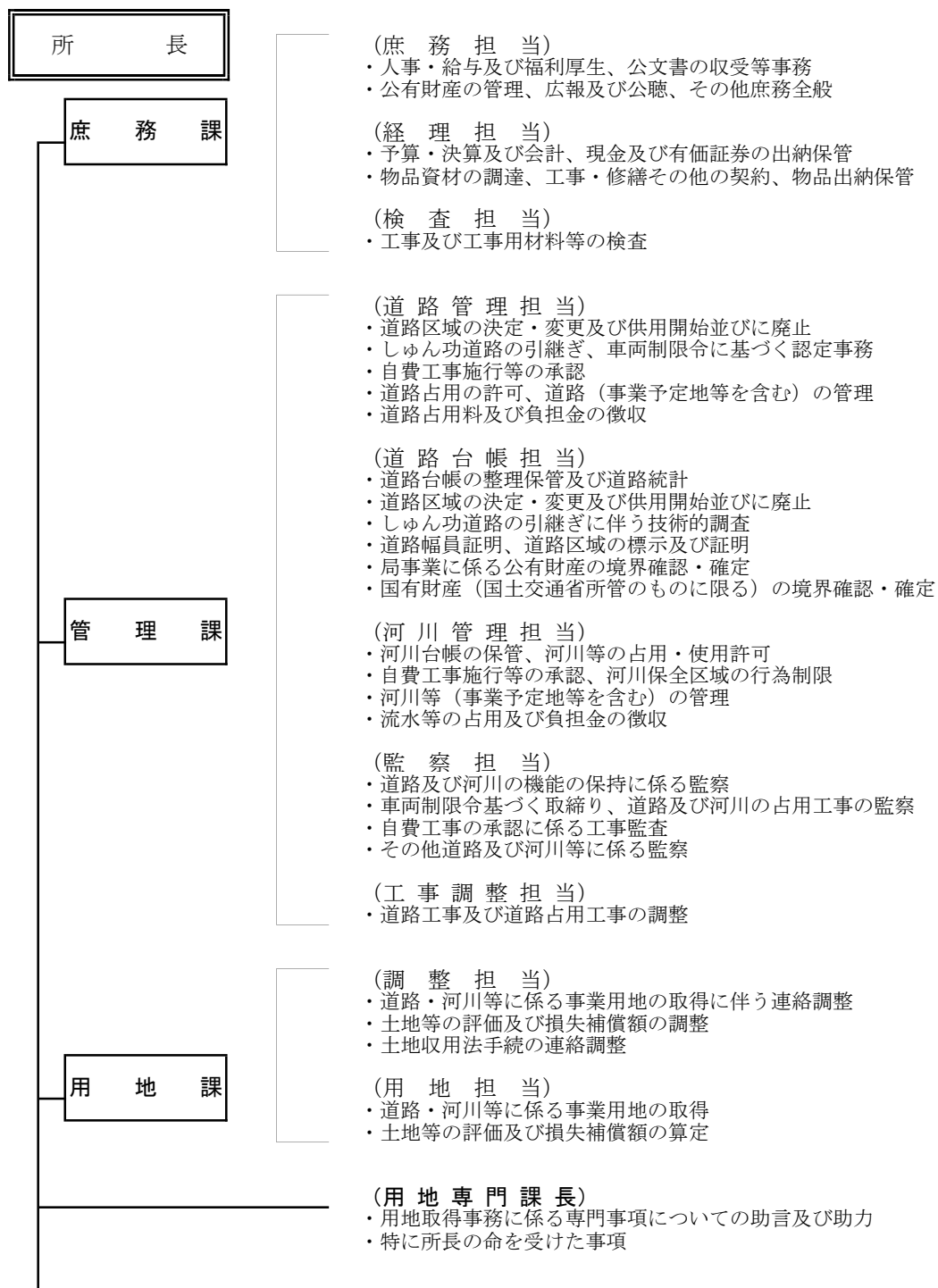
2 事務所の機構

(1) 沿革

- 大正9年5月1日 北多摩郡役所（北多摩郡府中町9264番地）内に「東京府府中土木出張所」を併設する。
- 昭和17年6月30日 北多摩郡役所及び東京府府中土木出張所を廃止する。
- 昭和17年7月1日 東京府北多摩地方事務所を設置し、その土木課として発足したが改修工事部門は三多摩工事事務所として立川市錦町に新設独立し、西多摩、南多摩、北多摩の全地域を所管する。
- 昭和18年8月1日 都制施行に伴い、東京都北多摩地方事務所土木課に名称変更し、北多摩全域を所管する。その後、三多摩工事事務所の廃止に伴い、改修工事部門を併合する。
- 昭和39年8月1日 土木課が北多摩地方事務所から分離独立し、東京都北多摩建設事務所として新たに発足する。
- 昭和48年4月1日 建設局の組織改正により北多摩建設事務所と第三特定街路建設事務所を廃止し、立川市ほか9市を所管する北多摩北部建設事務所を立川市柴崎町（現在地）に、また、調布市ほか7市を所管する北多摩南部建設事務所を府中市内に分割して設置する。
- 昭和63年4月1日 多摩都市モノレール道の整備を進めるため、上記10市のほか、多摩、八王子、日野の3市を所管区域とするモノレール課を新設する。
- 平成元年4月1日 南北道路の計画調査を進めるため、三鷹、武蔵野、調布、保谷、田無、府中、福生の7市を所管区域とし、課の名称を道路モノレール課と改める。
- 平成2年4月1日 道路モノレール課を廃止し、道路モノレール用地課、道路モノレール工事課を設置する。
- 平成3年4月1日 多摩都市モノレール事業並びに多摩南北道路の計画調査を推進するため、東京都道路モノレール建設事務所を立川市錦町に設置する。
- 平成7年6月19日 北多摩北部建設事務所、道路モノレール建設事務所の合同庁舎として新庁舎が立川市柴崎町（現在地）に完成する。
- 平成13年4月1日 道路、河川事業の見直しにより、用地第一課、用地第二課を統合し用地課となる。
- 平成16年4月1日 都庁機構改革による管理工区の再編により、5工区から小平、立川、東村山の3工区となる。

(2) 組織と分掌事務

組織は、所長のもとに、副所長（庶務課長兼務）、6課、1専門課長、37課長代理（担当）3工区、1工事事務所で構成され、職員総数は133名である。
 （管内市からの派遣研修生は含まない。）



工事第一課

(工務担当)

- ・道路・橋梁等の新設、改築工事に係る工程管理及び連絡調整
- ・道路・橋梁等の引継ぎ、地下埋設物及び占用物件の移設
- ・市町村土木補助工事（道路関係）
- ・都市計画法の規定に基づく周知事務、都市計画相談

(環境対策担当)

- ・事業計画上の環境対策、工事施行上の環境問題等に係る住民及び関係機関への説明

(設計総括担当)

- ・道路、橋梁（横断歩道橋を含む）等の新設・改築に伴う計画調査及び設計

(設計担当)

- ・道路及び橋梁等の工事に係る調査及び設計

(計画担当)

- ・都市計画道路の事業化に係る調査及び調整

(工事総括担当)

- ・道路、橋梁等の新設・改築に伴う工事

(工事担当)

- ・工事設計変更及び積算の照査、道路工事に伴う損害賠償

(測量担当)

- ・道路、橋梁等の新設・改築に伴う測量
- ・建築に係る道路境界線等の測量

工事第二課

(工務担当)

- ・河川等の工事に係る工程管理及び連絡調整
- ・河川占用等の技術指導及び河川等の引継ぎ
- ・水防、防災無線の管理、市町村土木補助工事（河川関係）
- ・都市計画法の規定に基づく周知事務、都市計画相談

(設計担当)

- ・河川等の工事に伴う計画、調査及び設計

(工事総括担当)

- ・河川工事、工事の設計変更及び精算の照査
- ・河川等の工事に伴う占用物件の移設

(工事担当)

- ・河川工事等の測量、調査、工事の施工及び監督
- ・工事の設計変更及び精算

(維持担当)

- ・河川の防災、しゅんせつ、その他の維持工事
- ・設計及び精算の照査、維持工事に伴う占用物件の移設
- ・河川管理施設の操作

(測量担当)

- ・河川等の工事に伴う測量、建築に係る河川境界線等の測量

(柳瀬川・落合川工事事務所)

- ・河川工事の測量、調査、工事の施工及び監督
- ・工事の設計変更及び精算

補修課

(工務担当)

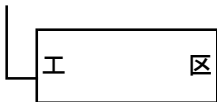
- ・道路、橋梁等の維持補修に係る工事の進行管理及び連絡調整
- ・道路、橋梁及びこれらの附属物に関する調査
- ・道路占用及び沿道掘さく等の技術指導

(設計担当)

- ・道路、橋梁及びこれらの附属物の維持補修に伴う計画、調査及び測量、設計

(工事担当)

- ・道路、橋梁及びこれらの附属物の維持補修に伴う工事
- ・工事の設計変更及び精算の照査
- ・街路樹、緑地帯等の調査設計及び工事



- (小平工区・立川工区・東村山工区)
- ・工区内の各種工事の測量・調査・施工・監督
 - ・工事の設計変更及び精算
 - ・道路・河川の軽易な占用・使用許可申請の受理
 - ・道路及び河川の構造並びに機能の保全、道路の巡回点検

表－２ 事務所の所在地

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北多摩北部建設事務所	〒190-0023 立川市柴崎町 2-15-19	042-540-9501 Fax 042-525-9746
柳瀬川・落合川 工 事 事 務 所	〒203-0014 東久留米市東本町 9-13	042-473-8445 Fax 042-473-8373
小 平 工 区 (小平市 国分寺市 東大和市 武蔵村山市)	〒187-0032 小平市小川町 1-1091	042-343-0415 042-343-9867 Fax 042-344-5720
立 川 工 区 (立川市 昭島市 国立市)	〒190-0014 立川市緑町 3233-2 (防災センター内)	042-529-0020 Fax 042-529-8138
東 村 山 工 区 (東村山市 清瀬市 東久留米市)	〒189-0003 東村山市久米川町 4-32-8	042-393-4111 042-393-8529 Fax 042-395-7599

表-3 職員の配置

平成29年4月1日現在

課・担当名	管理職		一般職員					再任用 (再掲)	合計	一般職 非常勤	総計
	事務	技術	事務		技術		技能 業務				
			課長代理	担当	課長代理	担当					
庶務課	1	1	2	7	1				12	1	13
庶務担当			1	4					5		5
経理担当			1	3					4	1	5
検査担当					1				1		1
管理課	1		4	8	2	1			16	9	25
道路管理担当			2	5					7	2	9
道路台帳担当					1	1			2	3	5
河川管理担当			1	2					3	1	4
監察担当			1	1					2	3	5
工事調整担当					1				1		1
用地課	1	1	10	10		3		3	25		25
調整担当			1	2		1			4		4
用地担当			9	8		2		3	19		19
工事第一課		1			9	11			21	1	22
工務担当					1	1			2	1	3
環境対策担当					1	1			2		2
設計総括担当					1	2			3		3
設計担当					2	4			6		6
計画担当					1				1		1
工事総括担当					1	1			2		2
工事担当					1				1		1
測量担当					1	2			3		3
工事第二課		1			7	7			15	1	16
工務担当					1	1			2	1	3
設計担当					1	3			4		4
工事総括担当					1				1		1
工事担当					1				1		1
維持担当					1	1			2		2
測量担当					1	1			2		2
柳瀬川・落合川工事事務所					1	1			2		2
補修課		1			3	9	1	2	14	1	15
工務担当					1	1	1	1	3		3
設計担当					1	5			6		6
工事担当					1	3		1	4	1	5
工区					1	3			4	1	5
小平工区					1	3			4	1	5
立川工区					1	3	2	1	6	1	7
東村山工区					1	3		1	4	1	5
合計	3	5	16	25	25	40	3	7	117	16	133

※ 用地課管理職には用地専門課長1名を含む。
 ※ 工区長及び工事事務所長は「課長代理」欄に計上。
 ※ 管理課 道路管理担当 課長代理に課務担当を含む。
 ※ 一般職員には再任用を含む。
 ※ 上記には、用地課配属の管内4市(5名)の派遣研修生は含まない。

3 事業の概要

(1) 概要

ア 道路整備

北多摩地域は五日市街道、青梅街道など東西方向の街道を中心に都市化が進展したことから、南北方向の道路整備が遅れ、道路ネットワークがいまだ不十分である。さらに、現況道路の整備水準も低く、交通の処理、安全確保に大きな課題を残している。

道路ネットワーク整備の遅れは慢性的な交通渋滞を招き、活発な社会活動を阻害し多大な経済損失を生じさせ、さらに環境面に負荷を与える要因にもなっている。

一方、高度情報化、国際化、高齢化、余暇時間の増大等が進み、人々の生活様式や価値観が多様化したことにより、生活や生産の様々な面で質の高いサービスが望まれるようになった。

また、東日本大震災の発生を契機として、防災機能を向上した安全・安心な都市の実現がより一層求められている。

このような背景と社会情勢の変化を踏まえ、「東京都長期ビジョン」、「東京における都市計画道路の整備方針」、「第3次交差点すいすいプラン」等に位置づけられた道路について、多摩南北主要5路線を中心に、道路事業、街路事業、安全施設事業等により整備を進めている。

当所においては、多摩南北主要5路線のうち4路線を所管しており、このうち八王子村山線は平成20年5月にJR青梅線との立体交差点である「中神立体」が、また、府中清瀬線は平成21年5月に西武池袋線との立体交差点である「清瀬立体」が完成したことで管内区間は開通している。

今後の事業展開としては、南北道路の府中所沢・鎌倉街道線（東村山3・3・8、小平3・2・8、国分寺3・2・8）、立川東大和線（立川3・3・30、国立3・3・15）及び東西道路の新青梅街道（立川3・2・4）等の整備に重点的に取り組んでいく。

街路整備事業では、府中所沢・鎌倉街道線の国分寺3・2・8、小平3・2・8及び東村山3・3・8並びに新青梅街道の立川3・2・4のほか、国分寺3・4・6、昭島3・2・3等の整備を進めている。

今後は、立川3・3・30、国分寺3・4・11、埼玉都県境の東村山3・4・15の1及び2、新五日市街道の立川3・3・3等の事業化検討を行う。

道路・橋梁整備事業では、都道144号線の玉川上水に架かる小川橋の改良及び前後区間の拡幅整備を進めている。

安全施設事業では、主4号、主5号、主7号、主16号、都道226号、都道227号等の計画的な歩道整備を進めている。

また、平成26年度に「第3次交差点すいすいプラン」が策定され、当所の所管は16箇所あり、このうち新規箇所が7箇所あり、継続9箇所は事業中である。

今後も渋滞解消に向け、整備を進めていく。

<<資料編>>

- 資－ 2 管理道路一覧
- 資－ 3 管内市別管理都道現況
- 資－ 4 都市計画道路の整備状況
- 資－ 5 都市計画道路事業認可箇所

イ 河川 整備

当所管理の河川は、近年の急激な都市化によって流域の遊水、保水機能が著しく低下するなど治水安全度が年々低下し、洪水の量は増え続けてきた。加えて、河川沿いにまで宅地化が進行し、河川からの溢水がそのまま水害に結び付く状況になっている。

流域住民からはその整備促進が強く望まれてきたが、当所が管理する河川は、その多くが河川の上流部に位置し、管内の事業の進捗は下流部の整備状況の影響を直接受けることとなる。

そのため、整備を進めるにあたっては、下流部の埼玉県に対し、柳瀬川や黒目川の整備促進について強く要請することとあわせ、以下の施策を積極的に進めている。

管内の流域においては、河川改修等による治水施設の整備促進のみならず、流域の開発計画、土地利用計画等との調整をはかり総合的な治水対策を講ずることが必要である。そのため、管内荒川水系の新河岸川流域及び多摩川水系の残堀川流域については国から「総合治水対策特定河川」の指定を受け、流域整備計画を策定し、事業を進めてきた。さらに河川法（平成9年改正）に基づく河川整備計画を策定し、現在、空堀川、柳瀬川などを重点に整備をしている。

また、下流への影響を防止しつつ河川改修事業を促進するため、本格的な河道の拡幅改修と併せて黒目川黒目橋調節池のような大規模な地下調節池や空堀川において、先行して暫定的な河道内調節池を設置し、効果的に治水安全度の向上を図り、水害の早期解消に取り組んでいる。

また、近年では、河川整備にあたり従来からの治水を目的とした改修事業に加え、自然環境にも配慮した多自然川づくりを積極的に取り組んでおり、河川管理用通路や旧河川敷を利用した親水護岸の設置や、植栽等を工夫するなど、うるおいある地域に親しまれる川づくりを進めている。

<<資料編>>

- 資－16 管理河川一覧
- 資－17 都市計画河川事業認可箇所
- 資－18 河川予定地指定箇所

表－４ 事業別平成28年度執行実績及び平成29年度執行予定調書

(単位：千円)

区分 科目	29年度執行予定額						28年度執行実績額					
	用地・補償	工事	委託	委託(協定)	その他	計	用地・補償	工事	委託	委託(協定)	その他	計
道路事業	8,425,000	5,489,173	2,146,670	1,809,220	0	17,870,063	3,322,020	2,798,601	1,203,904	549,757	1,011	7,875,293
道路管理費	0	0	25,000	0	0	25,000	0	0	45,535	0	0	45,535
道路維持費	0	321,163	922,570	0	0	1,243,733	0	366,088	708,493	0	0	1,074,581
橋梁維持費	0	64,000	13,500	0	0	77,500	0	25,529	8,355	0	0	33,884
道路補修費	0	2,260,300	66,900	0	0	2,327,200	0	1,853,848	75,999	0	0	1,929,847
交通安全施設費	1,701,000	1,267,210	162,300	147,000	0	3,277,510	10,034	229,483	41,302	387,357	945	669,121
道路整備費	296,000	15,000	95,000	0	0	406,000	52,570	7,133	26,472	0	0	86,175
街路整備費	6,428,000	1,381,500	720,400	1,612,220	0	10,142,120	3,259,416	205,348	249,920	162,400	66	3,877,150
橋梁整備費	0	180,000	141,000	50,000	0	371,000	0	111,172	47,828	0	0	159,000
用地会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
河川事業	58,000	1,480,720	574,000	45,000	291,014	2,448,734	7,948	1,664,100	368,136	42,290	77,486	2,159,960
中小河川整備費	58,000	1,230,600	302,000	0	276,000	1,866,600	7,948	1,354,107	184,332	0	68,005	1,614,392
河川維持費	0	120,000	217,000	45,000	12,100	394,100	0	61,431	137,392	42,290	6,902	248,015
河川環境整備費	0	50,000	20,000	0	0	70,000	0	10,719	21,168	0	0	31,887
水防費	0	0	0	0	2,914	2,914	0	0	0	0	2,579	2,579
河川防災費	0	80,120	35,000	0	0	115,120	0	237,843	25,244	0	0	263,087
河川災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
用地会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道路河川事業合計	8,483,000	6,969,893	2,720,670	1,854,220	291,014	20,318,797	3,329,968	4,462,701	1,572,040	592,047	78,497	10,035,253
市町村土木補助事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	8,483,000	6,969,893	2,720,670	1,854,220	291,014	20,318,797	3,329,968	4,462,701	1,572,040	592,047	78,497	10,035,253

Ⅱ 道 路

1 道路の現況

当所管内の国道、都道及び市道を含めた公道面積は、管内面積の 10.9%（道路率）である。このうち、当所で管理する都道は、資－2 のとおり主要地方道 13 路線、一般都道 25 路線（保谷狭山自然公園自転車道を含む）の計 38 路線で、平成 28 年 4 月 1 日現在、延長約 223km となっている。

2 道路の管理

管理に万全を期することによって、初めて十分に道路の機能を発揮することができる。そこで、事故防止・迷惑工事防止対策として、監察業務や道路上工事調整会議を充実する。管内の渋滞解消策として、道路整備の一層の促進を図るとともに、すでに整備されている道路について有効適切な管理を行っていく。

また、社会構造や生活様式の多様化に合わせ、道路の管理にあたっては従来にも増してよりきめ細かな配慮とスピードを重視した的確な事務処理を行っていく。

さらに、役割分担の観点からは、地域内道路化した都道の市への移管を進め、効率性の観点からは、事業予定地の有効活用に努め、公平性の観点から不法占用を是正するとともに占用料の滞納整理を積極的に行う。

当所における管理業務の概要は以下のとおりである。

(1) 道路の区域決定（変更）並びに供用開始事務

道路の区域は道路を構成する敷地の幅と長さによって示し、道路法の適用範囲を特定するものである。道路整備事業の着手に先立ち、道路管理上、最も重要な行為である区域決定（変更）の告示を行い、工事完了後、一般の用に供するために、供用開始の告示等を行っている。平成 28 年度は表－5 のとおりである。

表－5 道路区域決定（変更）及び供用開始実績

	路 線 数	延 長	面 積
区域決定（変更）	11路線	5,220.61m	96,470.27m ²
供 用 開 始	2路線	346.11m	1,672.25m ²

(2) 道路占用

ア 占用許可及び承認事務

道路は、本来一般交通の用に供されるものであるが、産業経済の発展及び人口の増加に伴い、電気、ガス、下水道等が道路下に埋設されることもその目的になっている。

これらの道路占用に際しては、道路本来の機能を阻害しないように十分検討し、必要な条件を付して占用を許可すると共に、これに伴う占用料の徴収事務を行っている。

平成 28 年度占用許可等実績は表－ 6、また、過去 4 箇年の占用料の徴収実績は表－ 7 のとおりである。

表－ 6 平成 28 年度道路占用許可等実績

占用許可等区分	平成28年度実績	
	件 数	構 成
占 用 許 可	3,505 件	95.7 %
一 般 占 用	2,370	64.7
電 気 事 業	225	6.1
水 道 事 業	216	5.9
通 信 事 業	203	5.6
ガ ス 事 業	181	4.9
下 水 道 事 業	145	4.0
そ の 他 企 業	165	4.5
自 費 工 事 承 認	138	3.8
沿 道 掘 削 協 議	19	0.5
合 計	3,662	100

表－ 7 道路占用料徴収実績

年 度 \ 事 項	調 定 件 数	収 入 額
平成25年度	636件	309,670千円
平成26年度	606件	263,197千円
平成27年度	501件	264,190千円
平成28年度	621件	268,127千円

イ 監督事務

道路の掘さくを伴う占用工事は、各工区の指導のもとに施行し、原則として道路占用者から監督事務費を徴収している。

過去4箇年の徴収実績は表－8のとおりである。

表－8 監督事務費徴収実績

年 度 \ 事 項	調 定 件 数	収 入 額
平成25年度	144件	12,251千円
平成26年度	161件	41,511千円
平成27年度	134件	32,247千円
平成28年度	142件	27,263千円

(3) 道路台帳

道路台帳は、道路法第28条及び同法施行規則第4条の2の規定により、路線の認定(指定)及び道路の区域の決定(変更)の公示、供用開始の公示に基づき道路台帳の調製、補正を行うこととしている。

道路台帳は、道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図、道路敷地構成図及び各調書からなっており、当所における道路台帳平面図は整備されてはいるが、なお区域線等が不明の箇所もあるので、道路工事並びに民間からの申請による境界確定、道路区域線標示の実施、工事による台帳平面図を補正する際、明確にするよう努めている。

地下埋設物台帳平面図は道路工事、地下埋設工事の実施に伴い、各施行者からしゅん功図面及び調書の提出を求め、次年度に地下埋設物台帳平面図を補正している。

道路敷地構成図は、昭和50年度から道路敷地調査測量を実施し作成を進めているが、平成28年度末整備率は管内道路の85.8%となっている。

なお、境界確認・確定事務は各建設事務所において、平成20年4月から処理を行っている。

平成28年度の処理実績は表－9のとおりである。

表－9 平成 28 年度 道路区域関係事務処理実績

事務処理内容（事項別）	件 数	延 長 m
道路区域線標示及び証明	21	330
道路幅員証明	11	144
公共用地境界線確定 （民間申請確定）	98	2,548
道路敷地調査測量	3	3,555
計	133	6,577

(4) 道路監察

道路本来の目的を達成するため監察業務を行っている。現在、道路・河川を含めて常時巡回し、道路については下記の事項について監察している。

- 1 道路に関する不法占用を監察すること。
- 2 道路に関する禁止行為を監察すること。
- 3 道路上の工事を監察すること。
- 4 道路の損傷またはその誘引となる事象について監察すること。
- 5 沿道区域における工事等について、道路が影響を受けないように監察すること。
- 6 車両制限令に基づく取締りに関すること。
- 7 災害等の緊急措置及び情報の連絡に関すること。
- 8 その他道路に関する事柄について監察すること。

ア 日常パトロール

管内の全路線を 5 コースに分け、週 1 回の巡回を標準として定期的を実施している。

イ 合同パトロール

悪質な道路の不法占用などについて、必要に応じて警察署等と合同パトロールを実施し、適正化に努めている。

ウ 夜間パトロール

工事の適正な施工と事故防止・安全確保のため、各種工事の現場で夜間パトロールを実施している。

エ 占用工事事務事故防止対策

道路上の工事で事故が発生した場合、作業員や第三者への事故だけではなく、ライフラインにも重大な損傷を与えることがある。占用工事の事故防止対策の観点から、一定規模以上の工事について、工事着手前に「事故防止対策事前協議」を占用者と行い、必要な指示をするなどして事故防止に努めるとともに、協議以外の占用工事を含め、工事に起因する事故を未然に防止すべく占用企業者及び現場の行政指導も強力に推進している。

オ 不適正看板等の適正化事業

看板等の適正化については、平成 29 年度についても、引き続き適正化に努める。

また、道路の環境にも配慮した公平な維持管理の観点から、地元市、所轄警察署、地元商店会、自治会等との連携を強め、捨て看板等の撤去を実施する。

カ その他

管内の監察業務の補助として、平成 10 年度にバス会社 5 社との情報連絡の「覚書」を締結し、バス路線である都道上における交通支障物件等の発見の際に、連絡を受けることとしている。

なお、平成 28 年度の道路監察実績は表－10 のとおりである。

また、車両制限令による幅の制限をしている道路は表－11 のとおりである。

表-10 平成28年度 道路監察実績

路 線 監 察			道路占用工事(道路工事区域を含む)監察																				
			占 用 者	監 察 内 容	監 察 箇 所 数	指 導 箇 所 数	指 導 件 数	指 導 内 容					処 理 内 容										
								掘 さ く	復 旧	路 面 覆 工	保 安 施 設	そ の 他	行 政 指 導	行 政 処 分									
回数(回)	260回																						
時間(時間)	814時間																						
延長(km)	10,975km																						
道路の損傷関係		3件																					
内 訳	道 路	2件	NTT	1	1	3	0	0	0	2	1	3	0										
	付 属 物	1件	水道局	2	2	7	0	0	0	4	3	7	0										
取締り件数		6,976件	下水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
監 察 事 項	不法占用	7件	東京電力	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0										
	禁止行為 (捨て看板等)	6,968件	東京ガス	3	4	9	0	0	0	7	2	9	0										
	沿道区域	1件	市	1	1	2	0	0	0	1	1	2	0										
	車 限 令	0件	沿道区 域工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
措 置 状 況	行政指導	8件	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
	監督処分	0件	計	8	9	22	0	0	0	15	7	22	0										
	その他 の措 置	6,968件																					

表-11 車両制限令による幅の制限道路一覧

都道 整理番号	都道名	区間	延長	制限幅
主 24	練馬所沢線	清瀬市元町1-6	190 ^m	1.7 ^m
		東久留米市氷川台2-37 から " 金山町2-8 まで	680	1.7
		東久留米市神宝町1-4 から " 神宝町2-3 まで	510	1.7
一127	秋津停車場線	東村山市秋津町1-4 から " 秋津町5-12 まで	480	1.7
一129	東村山東久留米線	東村山市栄町1-33 から " 本町3-8 まで	800	1.7
		東村山市恩田町3-28 から 東久留米市柳窪1-1 まで	2,000	1.7
一145	立川国分寺線	国立市西1-18 から " 中1-14 まで	1,000	2.0
一153	立川昭島線	昭島市福島町2-1 から " 福島町2-25 まで	610	1.7
一230	小平停車場小川新田線	小平市仲町182 から " 美園町1-3 まで	550	2.0
合計	6路線 9箇所		6,820	

(5) 道路上工事の調整事務

道路上で行われている工事には、道路管理者の行う道路工事の他に、上下水道、電気、ガス等のライフライン確保のため行われる占用工事がある。これらの工事は、都市生活を送るうえで重要な工事であるが、一方では、沿道の住民や道路利用者に大きな影響を及ぼすものである。

管内で行われる道路上工事の計画を合理的に調整することにより、道路の無秩序な使用や不経済な掘り返しを規制し円滑な交通の確保並びに事故の防止を図るため、定期的に調整会議を開催している。

・道路上工事調整会議

道路管理者、交通管理者（警視庁、所轄警察署）、各市管理者（上下水道、道路）、東日本電信電話㈱、東京ガス㈱、東京電力パワーグリッド㈱、都下水道局、都水道局等の占用企業者で構成され、道路上工事の内容、施工方法、施工時期、工事日数等を相互調整するため、年間及び四半期毎に調整会議を開催している。道路上工事の計画から着工までの流れは以下のとおりである。

道路上工事の流れ

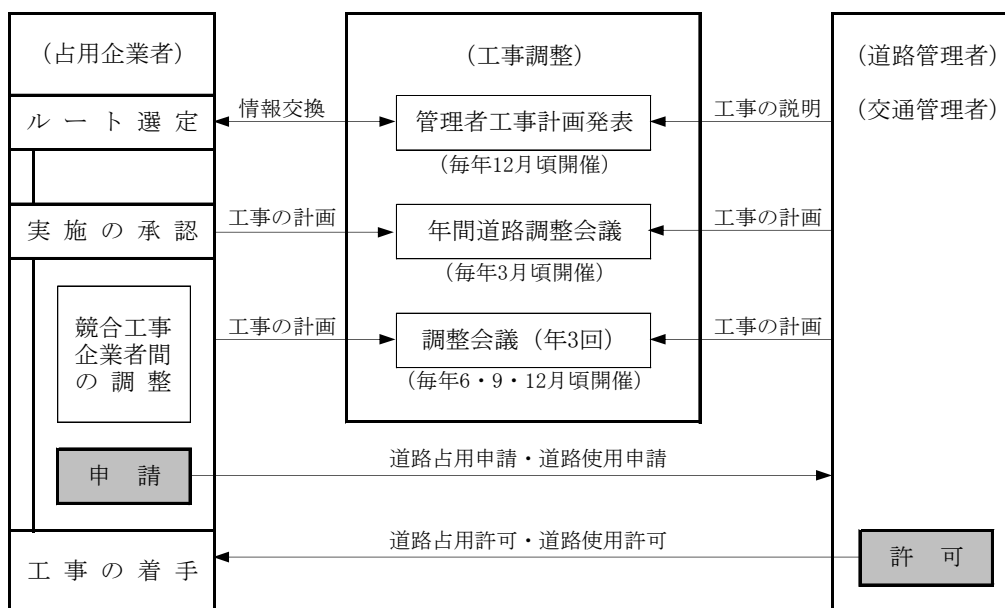


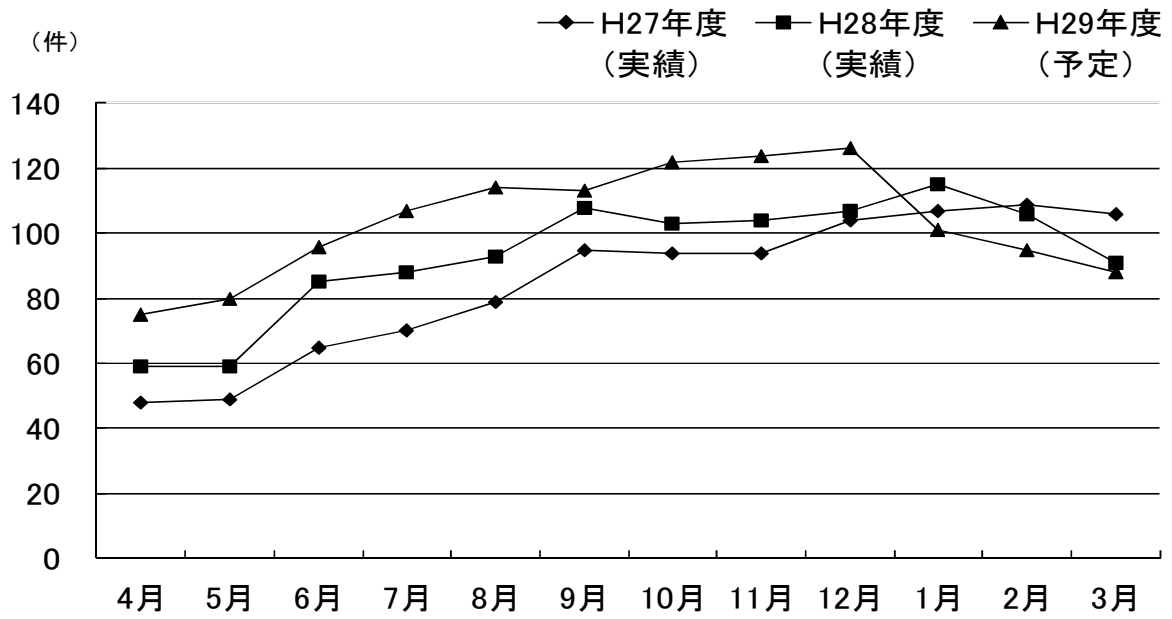
表-12 道路上工事件数

	工事別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27年度 (実績)	管理者	9	9	14	14	17	23	22	23	28	29	26	29	243
	占有者	39	40	51	56	62	72	72	71	76	78	83	77	777
	計	48	49	65	70	79	95	94	94	104	107	109	106	1020
H28年度 (実績)	管理者	15	14	21	24	27	29	32	35	38	32	29	27	323
	占有者	44	45	64	64	66	79	71	69	69	83	77	64	795
	計	59	59	85	88	93	108	103	104	107	115	106	91	1118
H29年度 (予定)	管理者	9	9	22	23	34	32	44	46	47	43	40	35	384
	占有者	66	71	74	84	80	81	78	78	79	58	55	53	857
	計	75	80	96	107	114	113	122	124	126	101	95	88	1241

注) 各月における都道上での工事実施件数 (工事調整の対象とならない小規模工事は除く)

- ・ 管理者工事・・・北多摩北部建設事務所 (工事第一課、工事第二課、補修課) 工事
- ・ 占有者工事・・・各市管理者 (上下水道、道路)、東日本電信電話(株)、東京瓦斯(株)、東京電力パワーグリッド(株)、都下水道局、都水道局等工事

図-1 道路上工事件数（年度別・月別）



3 道路の維持補修

道路・橋梁等の各施設について、その機能を常時良好な状態に保持し、一般交通に支障を及ぼさないよう適正な維持補修に努めている。

これらの施設の維持補修は、日常の道路巡回点検により劣化・損傷等の不具合箇所を発見し、迅速に機能の保全をする維持事業と、計画的に修繕する補修事業とに分けて適切に行っている。

資－6 平成28年度路面補修工事実施箇所

資－7 平成29年度路面補修工事予定箇所

資－8 平成28年度事業執行実績額及び平成29年度事業費執行予定額

(1) 維持事業

ア 道路・緑化維持

道路の機能を常時良好な状態に保持するためには、舗装、立体施設、擁壁、排水施設等及び道路附属物（街路灯、道路標識、防護柵、街路樹等）を日常的に維持・管理する必要がある。

道路の維持事業は、道路巡回点検により発見した道路施設の不具合箇所や都民からの情報を基に応急的な補修を行っている。

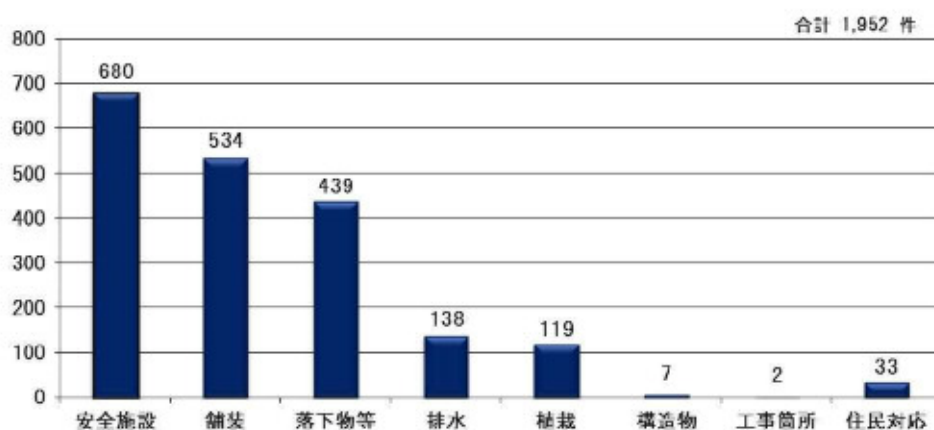
道路巡回点検では、立川工区に直営班、東村山工区に巡回委託点検班を配置し、道路施設の不具合箇所の早期発見、緊急措置を行っている。

平成28年度の不具合箇所の発見は、管内で1,952件にのぼる。（図－2）

都民からの要望は、路面や各道路施設の補修、側溝のしゅん濇、高木の夏期及び冬期剪定、路面清掃まで多岐にわたり、その都度適切に対応している。（表－13）

以上のような日常の維持管理のほか、大規模事故や不測の事態に対応するため、夜間、休日の連絡態勢をはじめ、大雨、雪害などの異常気象時や震災時における態勢を常時整えている。

図－2 平成28年度 巡回点検実績



表－13 平成 28 年度 都民の声

項目	工区	小平	立川	東村山	計
工事等、事業執行に関するもの		9	12	16	37
歩道や路面の損傷箇所の補修等		81	61	83	225
街路樹の剪定等		88	72	57	217
側溝等、排水施設に関するもの		28	29	16	73
街路灯の不点灯等		30	6	7	43
道路付属物(防護柵・標識・ミラー等)		35	23	32	90
道路施設等の不正使用(投放棄等)		47	17	29	93
その他(他の管理者に起因)		5	3	5	13
計		323	223	245	791



巡回点検 直営班の作業状況



剪定作業状況

イ 橋梁維持

橋梁（歩道橋等含む）についても、道路と同様、日常点検により常時良好な状態の保持に努めている。経年や通過交通の繰り返しにより各部位の劣化、損傷など機能の低下に対応するため、伸縮装置等の修繕、舗装補修、塗替塗装、排水設備の清掃等の対策を講じている。管内の橋梁の概要は表－14 のとおりである。

表－14 一般橋梁・歩道橋・人道橋

	(橋数)		
	主要地方道	一般都道	計
一般橋	55	26	81
横断歩道橋	38	10	48
人道橋	10	22	32
計	103	58	161

(2) 補修事業

ア 路面補修

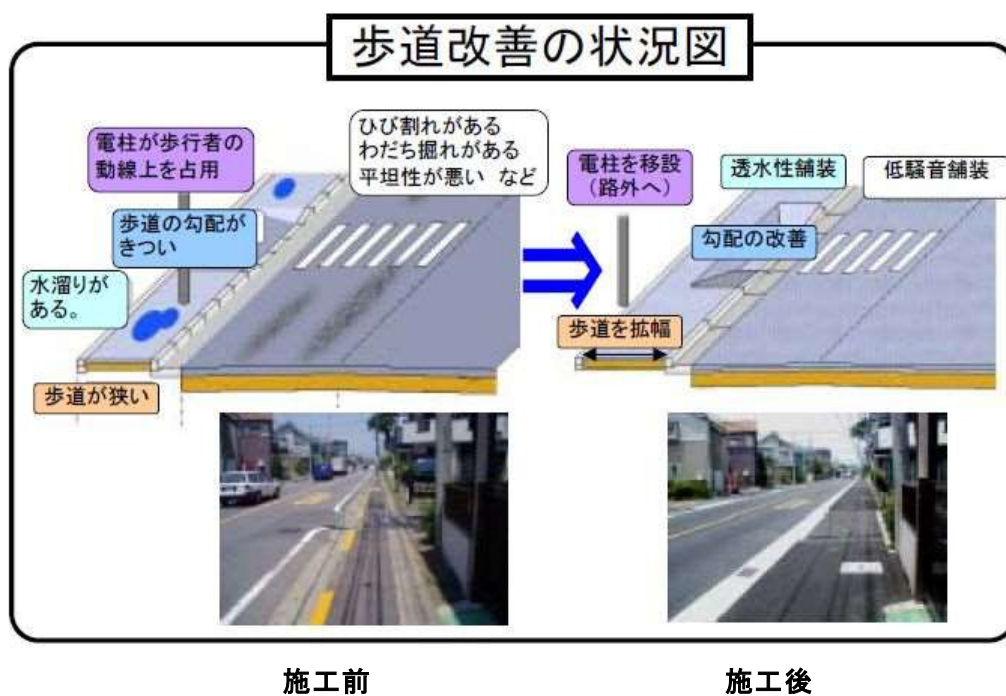
交通振動などの苦情・陳情の多くは、路面性状の悪化・劣化が原因となっている。

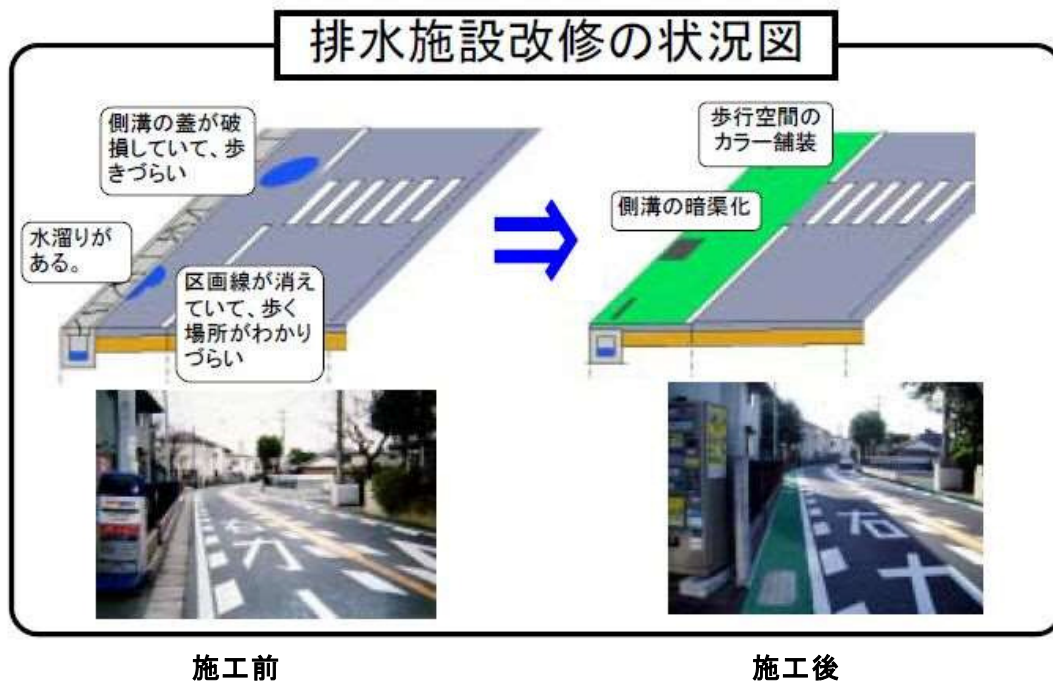
経常的な維持作業で対応できなくなった箇所については、日常の巡回点検に加えて、定期的な路面性状調査による劣化予測値や過去の補修履歴、路線の特性などを判断材料として、車道の舗装体系に基づき、住民要望や地域特性に配慮して、路面補修を実施している。

路面補修にあたっては、機能回復に留まらず、可能な限りの改良を加えることとし、特に沿道環境対策として、夜間の交通騒音が環境基準を超える管内幹線道路については、低騒音舗装を敷設するなど舗装構造の質的向上を図っている。

また、路面補修に併せて、現道内において歩道の設置・拡幅や、歩道勾配の改善や段差の解消、電柱の移設を行うほか、側溝の暗渠化といった排水施設改修と合わせて実施するなど、快適な歩行空間の確保およびバリアフリー化を視野に入れて歩道の改善を推進している。

なお、平成 29 年度路面補修工事实施予定箇所及び規模は、資－ 7 のとおりである。





イ 道路緑化

道路の交通安全の確保に加え、快適な都市環境の保全及び道路景観の向上等を
目指し、状況に応じて道路区域内に街路樹または植樹帯を設置して道路緑化の推進
に努めている。

また、道路に植栽されている樹木は、自然の状態で生育している樹木と異なり、
厳しい環境下で生育しているため、生育不良等による倒木の可能性がある。

このため、活力が著しく衰退したものや地際部にキノコが発生しているものは
街路樹診断を行い、不健全と判断されたものについては伐採・撤去し、若木へ植え
替えを実施している。

管内の街路樹及び歩道植樹帯（低木・芝等）の規模は表-15のとおりである。

表-15 街路樹等歩道植樹帯

樹 種	場 所	数 量
高木(48種類)	街路樹	10,342 本
	緑地内	1,385 本
	計	11,727 本
中木(59種類)	街路樹・緑地内	4,237 本
株物(9種類)	植樹帯・中央分離帯	170,837 m ²



野猿街道 街路樹の補植



志木街道 街路樹診断

ウ 橋梁整備

橋梁整備事業では、日常点検のほか健全度調査を定期的に行っており、その結果、補修が必要とされた橋梁については、損傷・老朽化の状況を把握し、総合的な判断により適切な工法を選定して補修、補強、改良を実施している。

また、地震に強い都市づくりの一環として、落橋防止、橋脚の補強といった耐震補強対策は、平成27年度に完了した。

さらに、今後予想される橋梁の更新費用の増大への対応として、既に行った耐震・耐荷補強に加え、耐疲労性・耐腐食性を含めた橋梁の長寿命化対策を計画的に行っている。

今年度は、和田橋、秋津陸橋の長寿命化工事を実施する予定である。



橋梁の点検状況

エ 道路整備施設

道路施設は多岐にわたっており、トンネル、立体交差、地下歩道等に加え、多摩地域では唯一の共同溝がある。

これらには、それぞれ排水設備や照明設備等とともに警報監視装置が設置され、事故や故障時の異常時には必要な情報を知らせることで、常に安全な機能確保に努めている。

これら道路施設の維持保全や機能向上を図るため、定期的に健全度調査を実施し、この結果に基づいて施設や設備の補修、改修を実施している。

また、既設の街路灯については、より一層消費電力の少ないLEDへの転換を進めている。

なお、管内の道路施設（トンネル及び立体等）は、表-16のとおりである。

表-16 道路施設（トンネル及び立体等）

名 称	路 線 名	設 置 場 所	延 長 (m)	備 考
昭島つつじが丘立体	(-162) ミツ木八王子線	昭島市つつじが丘三	35.0	排水場、警報装置
清瀬立体	(主40) さいたま東村山線	清瀬市松山一	64.0	排水場、警報装置
芝山立体	(主40) さいたま東村山線	清瀬市元町二	50.0	排水場、警報装置
玉川上水立体	(主43) 立川東大和線	立川市幸町六	225.0	排水場、警報装置
立川立体	(主16) 立川所沢線	立川市曙町一	44.0	排水場、警報装置
松原立体	(-220) 昭島停車場熊川線	昭島市松原町一	44.0	排水場、警報装置
小平グリーンロード立体	(-248) 府中小平線	小平市天神町二	56.5	警報装置
中神立体	(主59) 八王子武蔵村山線	昭島市玉川町二	29.5	警報装置
殿ヶ谷戸立体	(-133) 小川山府中線	国分寺市南町一	17.3	警報装置
美住歩行者トンネル	(主5) 新宿青梅線	東村山市美住町二	11.0	
美住陸橋下地下歩道	(-253) 保谷狭山自転車道	東村山市美住町一	34.2	
武蔵大和トンネル	(-253) 保谷狭山自転車道	東大和市清水二	35.0	
谷保地下歩道	(-256) 八王子国立線	国立市谷保	20.0	
立川共同溝	(主43) 立川東大和線	立川市高松町一	2,576.0	排水場、警報装置



立川共同溝内部

オ 無電柱化事業

良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保及び都市防災機能の強化を目的として、既存の電線類を電線共同溝(CCBOX)へ収容する道路の無電柱化事業を実施している。電線類を地中化することで視線を遮る電柱や電線をなくし、歩行者や車いす利用者も移動しやすい歩行空間を確保することに加え、災害時の電柱倒壊を防止するとともに電線類の被災の軽減に寄与する。

整備路線については、都市計画道路等の整備に合わせて実施するほか、現道部においても緊急輸送道路や利用者の多い主要駅周辺の路線を選定し、計画的に整備を進めている。また、平成29年度より、新たに新奥多摩街道(昭島市内)の予備設計に着手(道路整備保全公社委託)した。なお、現在事業中の路線は表-17のとおりである。

表-17 無電柱化事業箇所

路線名	場所	路線延長
前沢保谷線(第234号)	東久留米市中央二丁目～中央一丁目	620m
立川所沢線(主16号)	立川市曙町二丁目～高松町二丁目	844m
立川青梅線(主29号)	立川市柴崎町六丁目～富士見町六丁目	1,800m
立川青梅線(主29号)	昭島市郷地町三丁目～福島町二丁目	1,230m

カ 自転車走行空間の整備

自転車は、広く都民に利用される重要な交通手段の一つである。近年、日常的な近距離の移動だけでなく、通勤時における比較的長い距離の移動や健康増進のためのサイクリングなど、自転車の利用が拡大してきている。一方で、自転車関連事故の割合は増加しており、歩行者、自転車、自動車それぞれの安全と安心が確保された道路空間の創出が求められている。こうした背景を踏まえ、道路管理者として、区市町村、交通管理者等と連携し、自転車走行空間の整備を進めており、平成26年度には一般都道125号で自転車レーンを整備した。今年度は、昭和記念公園南側の一般都道153号で自転車レーンの整備を予定している。



一般都道125号

キ 多摩都市モノレール

管内には多摩都市モノレールが主要地方道 43 号（芋窪街道）に沿って敷設され、全線のうち東大和市の上北台駅と立川市の多摩川左岸まで延長約 7 k m を営業している。

多摩都市モノレールは、東京都が軌道桁・支柱・停留場の骨格を形成する屋根や柱（インフラ部）を所有し、(株)多摩都市モノレール（以下多摩モノ）が営業にかかわる車両や電気・通信設備・運転保安施設（インフラ外）などを所有している。

これらの施設の維持管理については、協定に基づき多摩モノが定期点検及び維持修繕を行っている。また、平成 10 年の開業から 20 年近く経過しており、平成 24 年度から桁の塗装や分岐の補修など修繕サイクルに達した施設の計画的な修理を大規模修繕として東京都が多摩モノに委託し施工している。

(3) 異常気象時及び震災時における態勢

ア 水防態勢

所は管内各市に大雨警報が発表された場合、警戒配備態勢をとり道路に被害が発生する恐れのある箇所については、速やかに情報の収集を行い現場に即した適切な処理を行っている。

管内にはアンダーパスが 9 箇所あり、また雨水幹線が未整備な地域もあるため、近年の局地的集中豪雨により冠水が発生する恐れがある。このため休日・夜間を問わず補修課及び各工区は被害の拡大を最少限にとどめるため、常時監視に努めるとともに冠水が発生した際には、地元警察署や単価契約業者と連携し通行止めの処置などを行っている。

また、台風時など強風が吹いた場合には倒木の処理や枝折れによる第三者事故の防止のため巡回点検を行っている。



交差点の冠水状況



倒木による被害の状況

イ 雪害態勢

管内に大雪注意報が発表された場合、補修課及び各工区職員は参集し雪害対策計画書に基づき除雪作業の連絡態勢を整える。除雪対象箇所は路線の重要度の高い区間、カーブや坂路などの危険箇所、歩行者の多い駅周辺部などを重点的・優先的に作業を行う。

管内は 39 路線と多くの管理路線を抱えているため、地元の雪害対策協力業者 35 社と連携し、休日・夜間を問わず除雪作業等に備えている。



横断歩道橋の除雪作業



バス停付近歩道上の除雪作業

ウ 地震時の態勢（緊急道路障害物除去（啓開）作業）

都内のいずれかで震度 6 弱以上の地震が発生した場合、管内協力業者はあらかじめ決められた区間の緊急巡回を自主的に行うとともに、二次災害に危険が想定される箇所については必要に応じて応急措置を行うよう協力態勢を整えている。

緊急道路障害物除去（啓開）作業は、道路損壊、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不能になった道路において障害物を除去し原則上下各 1 車線を確保し、避難・救護・救急対策のため初期の緊急輸送機能の回復を図る重要な作業である。

このため北多摩建設業協会をはじめ管内地元業者 52 社の協力を得て、地震発生時に迅速に対応できるよう初動態勢を整えている。

また、休日・夜間に管内いずれかで震度 5 強・弱の地震が発生した場合、補修課及び工区職員は参集し、管内道路の点検を実施する。

4 道路・街路の整備事業

(1) 街路整備事業

ア 国分寺 3・2・8 / 小平 3・2・8 / 東村山 3・3・8 号 府中所沢線

府中所沢線は、府中市・国分寺市・小平市・東村山市を結ぶ多摩南北の幹線道路の一つであり、全体延長 13.6km のうち 9.2km が当所の所管（国分寺市・小平市・東村山市）である。

ア－1 国分寺 3・2・8 （巻頭写真）

本区間は、多喜窪通り（国分寺 3・4・3）から五日市街道（国分寺 3・4・10）までの延長約 2.5 km であり、JR 中央線（道路オーバース）及び西武国分寺線（道路アンダーパス）との立体交差を含め整備を行う。

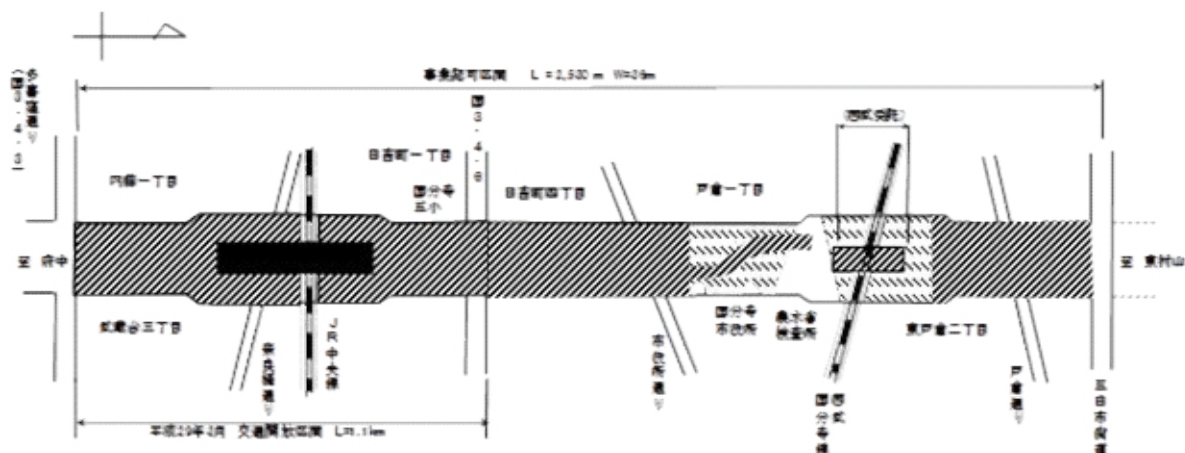
標準幅員を、旧都市計画の 28m から環境施設帯を設けた 36m に都市計画変更を行い、平成 19 年 11 月に事業認可を取得した。

平成 29 年 3 月 16 日、事業区間のうち多喜窪通り（国分寺 3・4・3）から国分寺 3・4・6 まで約 1.1km の区間の交通開放を行った。

<用地> 平成 19 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 87% である。

今年度も引続き用地取得を進める。

<工事> 平成 22 年度から工事用搬入路工事に着手し、平成 29 年度は西武国分寺線の立体交差箇所の工事を進めるとともに、昨年度交通開放した、多喜窪通り（国分寺 3・4・3）から国分寺 3・4・6 までの間で、電線共同溝の引込連携管工事と植栽や歩道舗装等の仕上げ工事を実施している。



アー 2 小平 3・2・8（五日市街道～青梅街道間） （巻頭写真）

本区間は、五日市街道（国分寺 3・4・10）から青梅街道までの延長約 1.4 km であり、国分寺 3・2・8 と同様、沿道環境に配慮した質の高い道路整備を目指すこととしている。具体的には、本線 4 車線に必要な車道幅員 16m の両側に 10m ずつの環境施設帯を設け、標準幅員 36m の計画道路として、整備を行うものである。

これまで、小平市と連携して行政連絡会において検討を進め、平成 22 年 2 月に都市計画変更素案の説明会を行うとともに環境影響評価調査計画書を提出し、平成 22 年度に環境現況調査を実施した。

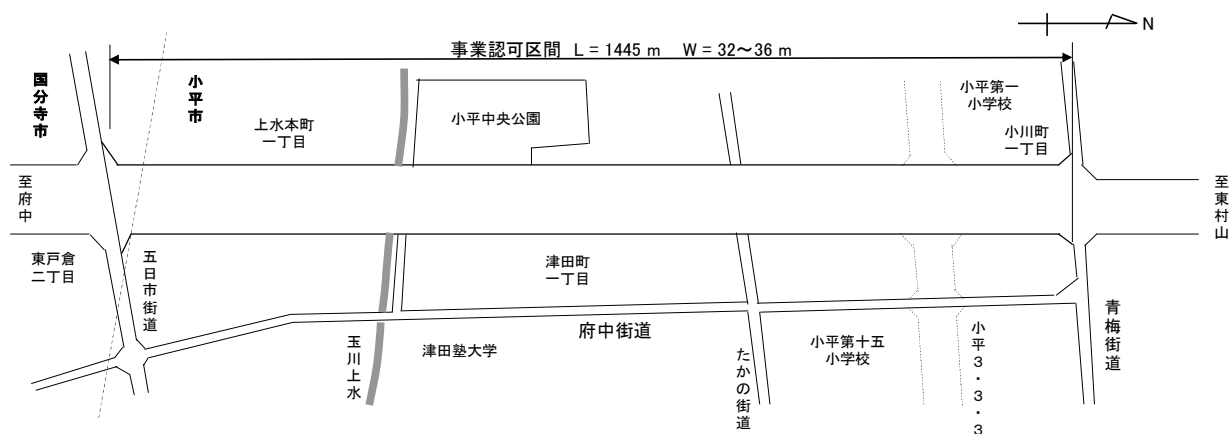
平成 23 年 10 月に都市計画案及び環境影響評価書案の説明会を開催、12 月に測量説明会を開催し現況測量に着手した。平成 24 年度は、11 月に環境影響評価書を提出するなど諸手続きを進めるとともに、12 月に都市計画変更を行い、平成 25 年 1 月には事業概要及び測量説明会を開催し、用地測量に着手した。

平成 25 年 7 月 30 日に事業認可を取得し、9 月 6 日に用地説明会を開催した。

<用 地> 平成 25 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 36% である。

今年度も引続き用地取得を進める。

<工 事> 今後の工事着手に向けて、関係機関協議等を進めるとともに、道路設計を進めていく予定である。



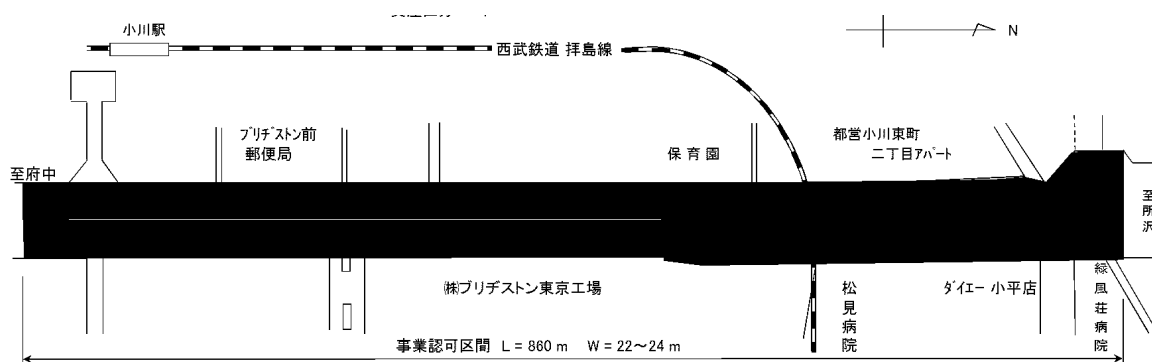
ア-3 小平3・2・8 (小川東)

本区間は、西武拝島線小川駅から東村山市境までの 860m であり、西武拝島線との交差方式を鉄道高架として整備する。

平成 17 年 3 月に事業認可を取得し、鉄道交差部分については、平成 19 年 12 月に西武鉄道と施行協定を締結した。平成 23 年 2 月には西武拝島線の下り線高架化を行い、上り線高架化による踏切除却を平成 24 年 10 月に完了した。

〈用 地〉平成 17 年度から用地取得に着手し、平成 25 年度に完了した。

〈工 事〉西武線より南側は、平成 19 年度から街築工事に着手し、北側については、平成 22 年度より工事に着手し、平成 24 年度に車道の 4 車線化を行っている。平成 25 年度は電線共同溝工事を実施し、平成 26 年度は引込み連携管工事及び歩道整備工事を行い平成 27 年 5 月に工事が完了した。



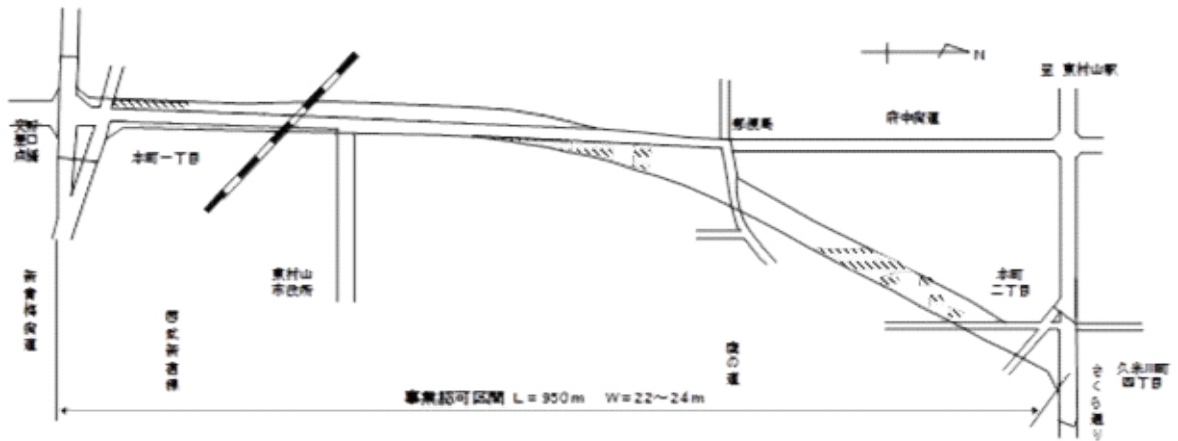
ア-4 東村山3・3・8 (本町)

本区間は、新青梅街道（東村山3・4・4）からさくら通り（東村山3・4・27）までの 950m であり、西武新宿線の連続立体交差事業とあわせて街路整備を進めるものである。

平成 24 年 3 月に事業概要及び測量説明会を開催し、現況測量に着手して、平成 25 年 11 月 25 日に事業認可を取得、12 月 12 日に用地説明会を開催し、事業に着手した。

また、平成 25 年 12 月 10 日に東村山都市計画高速鉄道事業西武鉄道新宿線、西武鉄道国分寺線及び西武鉄道西武園線の事業認可を取得した。

〈用 地〉平成 25 年度から道路整備保全公社にて用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 52% である。今年度も引続き用地取得を進めていく。



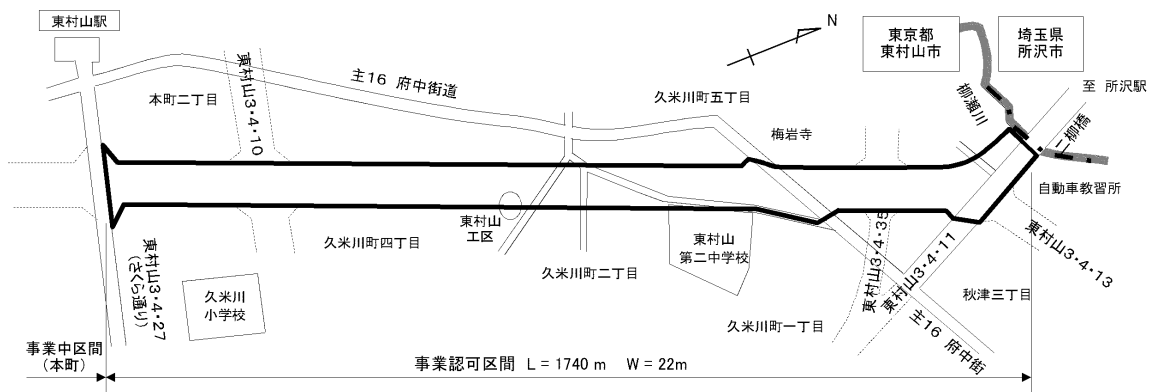
ア-5 東村山3・3・8 (久米川)

本区間は、さくら通り (東村山3・4・27) から埼玉県境 (二柳橋) までの1,740mであり、現況測量及び用地測量、用地取得を東京都道路整備保全公社に委託して事業を進めている。

平成26年11月 事業概要及び測量説明会

平成28年3月 事業認可取得

平成28年7月 用地説明会



イ 立川3・2・4号 新青梅街道線

イ-1 立川3・2・4 (第1工区)

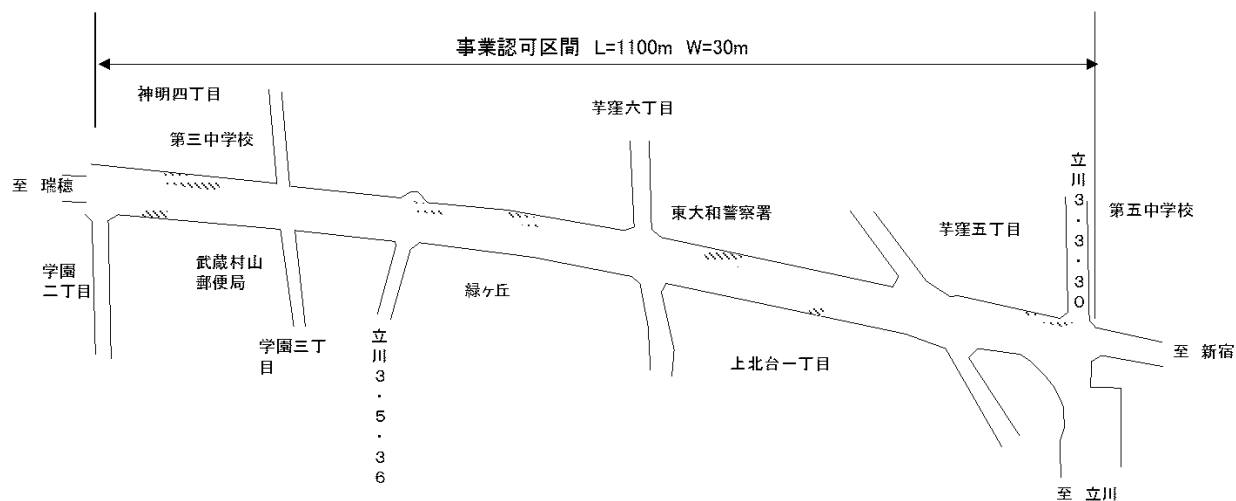
本区間は、東大和市上北台一丁目から武蔵村山市神明四丁目までの1,100m区間である。

平成22年3月 事業概要及び測量説明会

平成23年12月 事業認可取得

平成24年2月 用地説明会

〈用地〉平成24年度より用地取得に着手した。平成28年度末の取得率は約24%である。今年度も用地取得を進める。



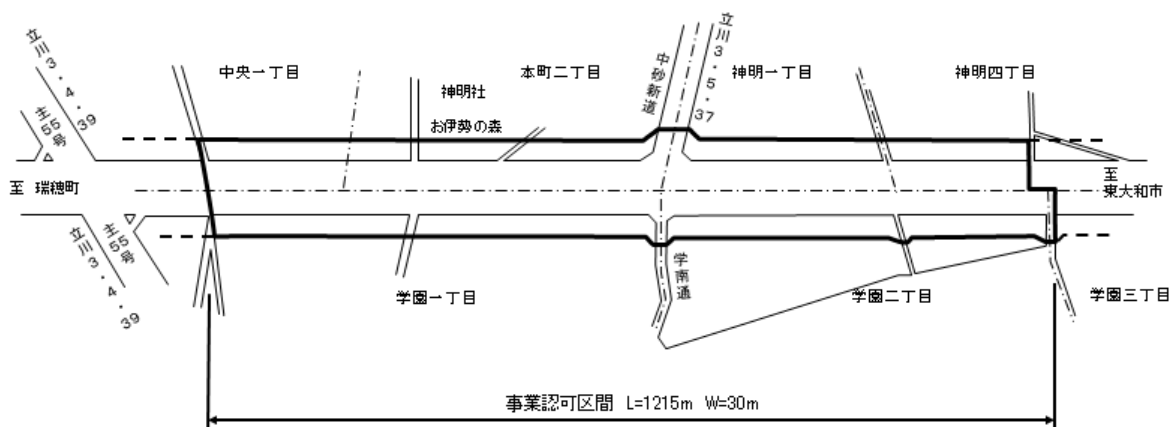
イー 2 立川 3・2・4 (第 2 工区)

本区間は、武蔵村山市神明四丁目から武蔵村山市中央一丁目までの 1,215m である。

平成 26 年 11 月 事業概要及び測量説明会

平成 28 年 2 月 事業認可取得

平成 28 年 7 月 用地説明会



イー 3 立川 3・2・4 (第 3 工区)

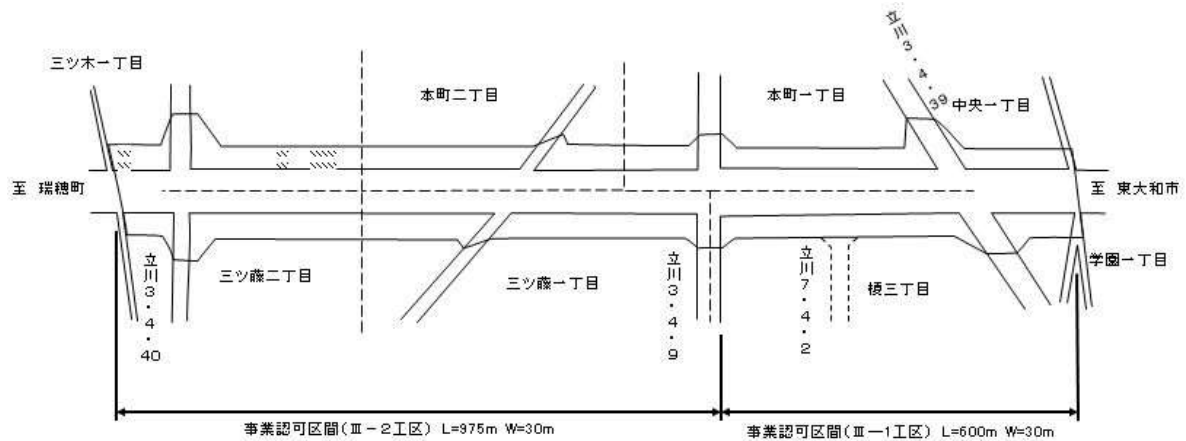
本区間は、武蔵村山市榎三丁目から武蔵村山市三ツ木一丁目までの 1,575m である。

平成 25 年 11 月 事業概要及び測量説明会

平成 27 年 3 月 事業認可取得

平成 27 年 7 月 用地説明会

〈用 地〉平成 27 年度より用地取得に着手した。平成 28 年度末の取得率は約 11% である。今年度も用地取得を進める。



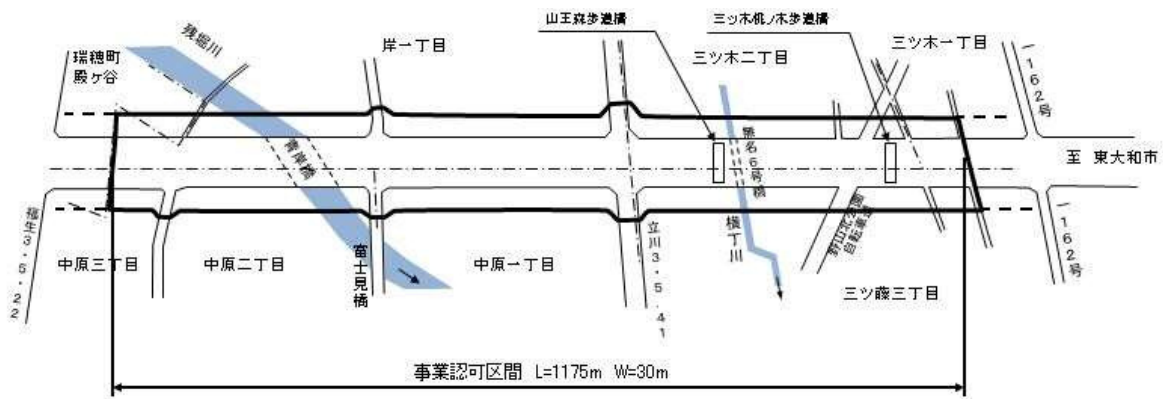
イー 4 立川 3・2・4 (第 4 工区)

本区間は、武蔵村山市三ツ木一丁目から武蔵村山市中原三丁目までの 1,175m であり、現況測量及び用地測量、用地取得を東京都道路整備保全公社に委託して事業を進めている。

平成 26 年 11 月 事業概要及び測量説明会

平成 28 年 3 月 事業認可取得

平成 28 年 6 月 用地説明会



ウ 東村山 3・4・15 の 2 号 新東京所沢線

本路線は清瀬市中清戸三丁目から清瀬市中里二丁目に至る都市計画道路であり、区部の放射 7 号線から延伸され、区部及び北多摩北部地域と埼玉県所沢市を東西に結ぶ重要な幹線道路である。

ウー 1 東村山 3・4・15 の 2 (清瀬橋)

本事業区間は、東村山 3・4・24 (けやき通り) より柳瀬川までの 930m である。

平成 16 年 11 月 事業説明会

平成 16 年 12 月～平成 17 年 3 月 現況測量

平成 17 年 7 月 用地測量説明会

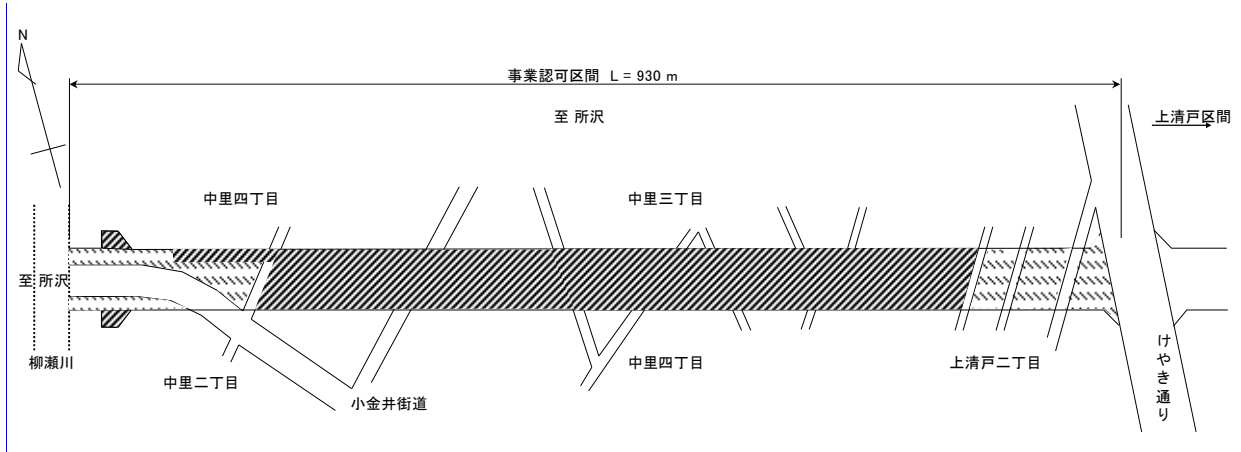
平成 18 年 7 月 事業認可取得（清瀬橋）

平成 18 年 9 月 用地説明会（清瀬橋）

〈用 地〉平成 28 年度末の用地取得率は約 99%である。

今年度も引続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成 25 年度から排水管設置工事に着手し、引き続き残る区間の排水管設置工事を行った。平成 29 年度は道路排水の貯留施設工事を行っていく。



ウー 2 東村山 3・4・15 の 2（上清戸）

本事業区間は、東村山 3・4・7 から東村山 3・4・24（けやき通り）までの 660mである。

平成 16 年 11 月 事業説明会

平成 16 年 12 月～平成 17 年 3 月 現況測量

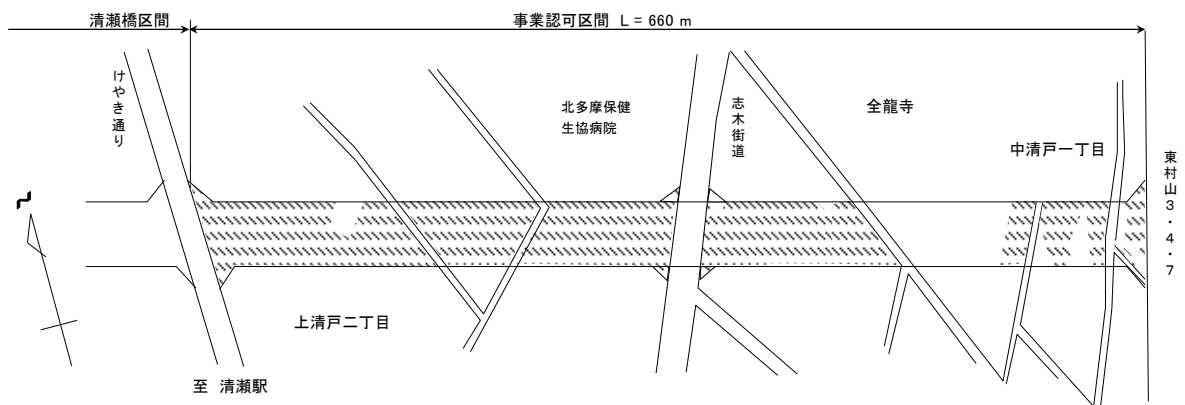
平成 17 年 7 月 用地測量説明会

平成 20 年 10 月 事業認可取得（上清戸）

平成 20 年 11 月 用地説明会（上清戸）

〈用 地〉平成 28 年度末の用地取得率は約 83%である。

今年度も引続き用地取得を進める。

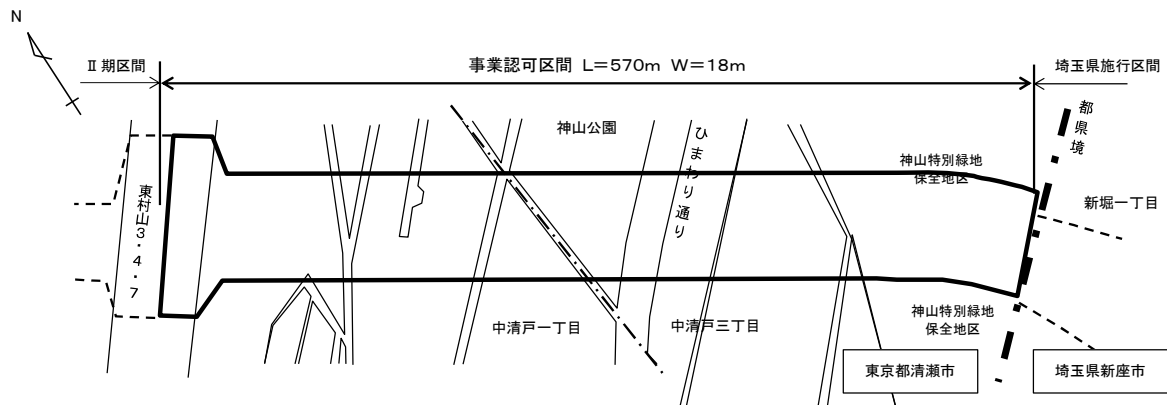


ウー3 東村山3・4・15の2 (中清戸)

本区間は、埼玉県新座市境から東村山3・4・7までの570mである。

平成28年2月 事業概要及び測量説明会

平成29年1月 事業認可取得



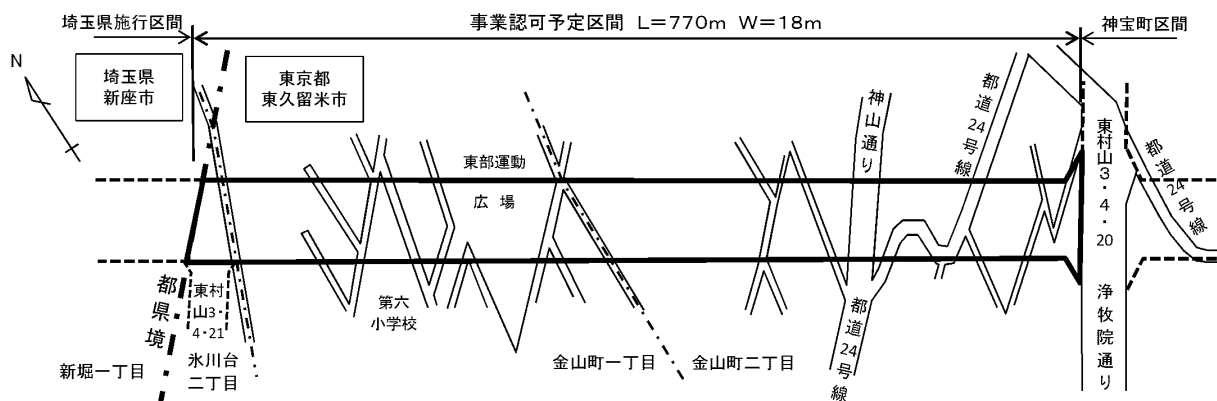
エ 東村山3・4・15の1号 新東京所沢線

本路線は、区部の放射7号線から延伸され、北多摩北部地域と埼玉県新座市及び所沢市を東西に結ぶ重要な都市計画道路の一区間であり、埼玉県新座市から東久留米市及び清瀬市を経由して埼玉県所沢市に至る都県境の幹線道路である。

エー1 東村山3・4・15の1 (金山町)

本区間は、東村山3・4・20 (浄牧院通り) から埼玉県新座市境までの延長約770mであり、隣接する埼玉県施行事業と連携して進めている。

平成28年9月 事業概要及び測量説明会



オ 東村山 3・4・11 号 保谷東村山線

本路線は、西東京市・東久留米市・東村山市の各市を概ね東西に結ぶ幹線道路であり、全体延長 9.6km のうち 6.2km が当所の所管（東久留米市・東村山市）である。

オー 1 東村山 3・4・11（その 2）

東村山 3・4・11 は、交通渋滞の激しい所沢街道（主 4 号）のバイパス機能を担っており、全線の早期完成が強く望まれている。西東京市境から西側 950m を平成 11 年度から街路整備事業として施工している。なお、この西側、小金井街道までの 585m 区間（その 1）は完成している。

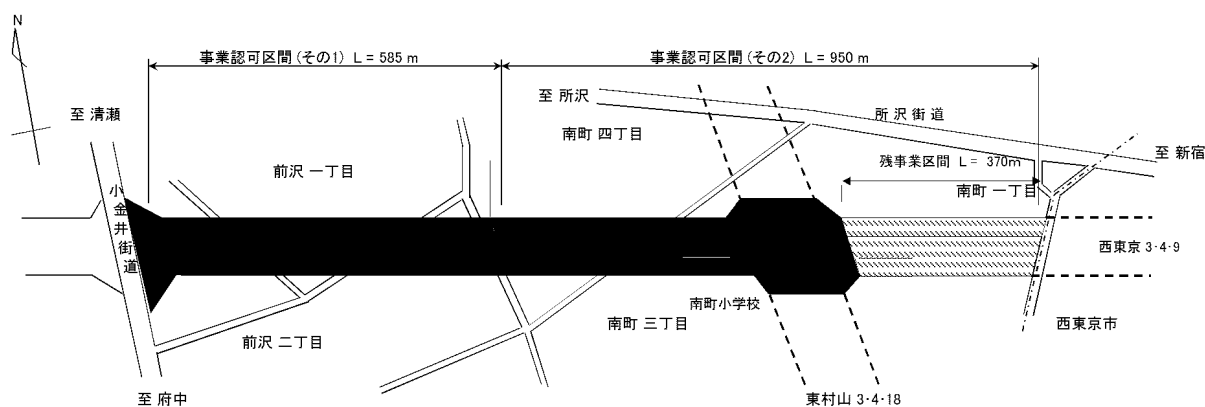
〈用 地〉平成 6 年 12 月に事業認可を得て着手し、平成 16 年度で用地取得を完了した。

〈工 事〉平成 15 年度から、歩道整備工事に着手し、平成 19 年度には、東村山 3・4・18 との交差点までの区間の交通開放を行った。

平成 24 年度までに東村山 3・4・18 との交差点までの区間で電線共同溝及び引込連系管工事を実施した。

平成 25 年度に、同区間の植栽及び歩道舗装工事を行い工事完了した。

東村山 3・4・18 との交差点から西東京市境までの区間については、西東京 3・4・9 と時期を調整したうえで整備していく予定である。



オー 2 東村山 3・4・11（青葉二丁目）

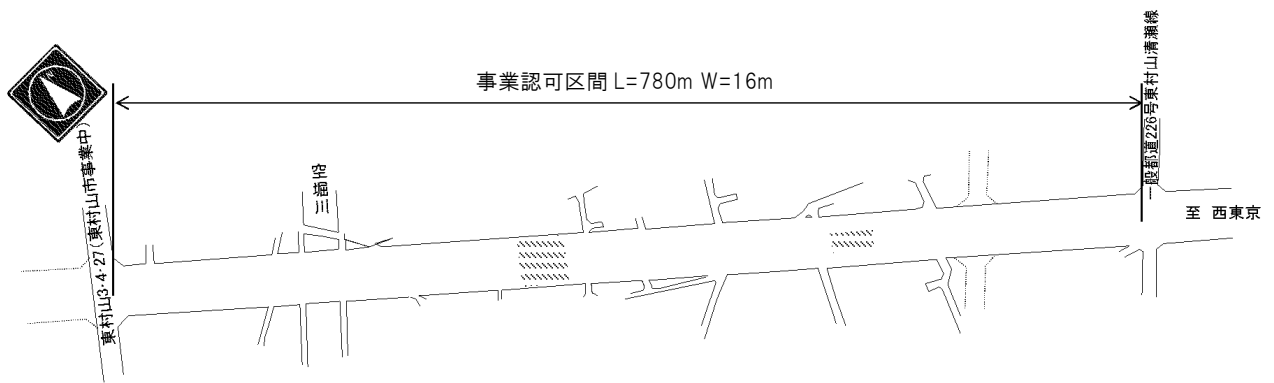
本区間は、東村山市青葉町二丁目から東村山市久米川町一丁目までの 780m ある。

平成 23 年 11 月 事業概要及び測量説明会

平成 24 年 12 月 事業認可取得

平成 25 年 2 月 用地説明会

〈用 地〉平成 25 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 33% である。
今年度も引続き用地取得を進める。



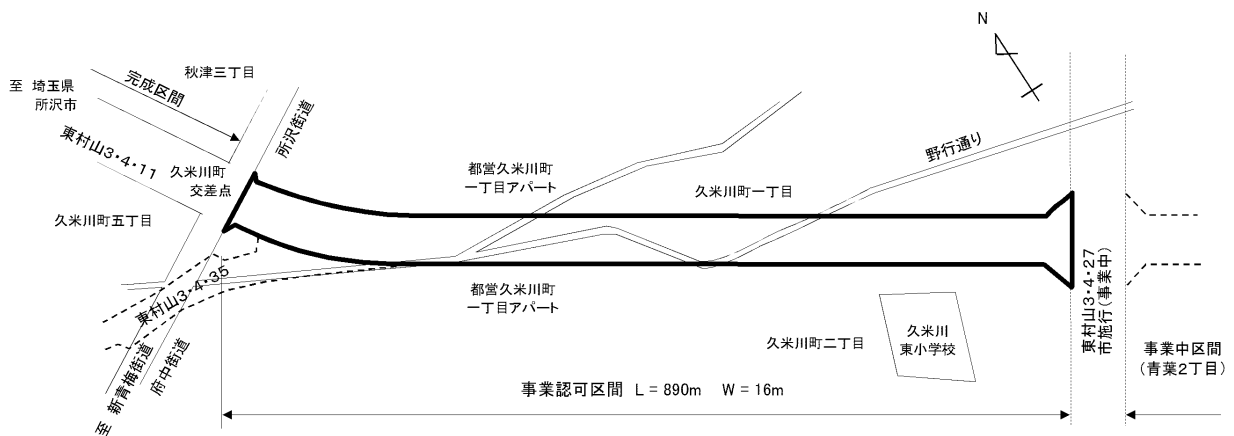
オー3 東村山3・4・11(久米川)

本区間は、東村山市久米川一丁目地内の890mである。

平成26年11月 事業概要及び測量説明会

平成28年2月 事業認可取得

平成28年7月 用地説明会



カ 立川基地跡地昭島地区関連街路

立川基地跡地昭島地区において、現在区画整理事業が進められている。

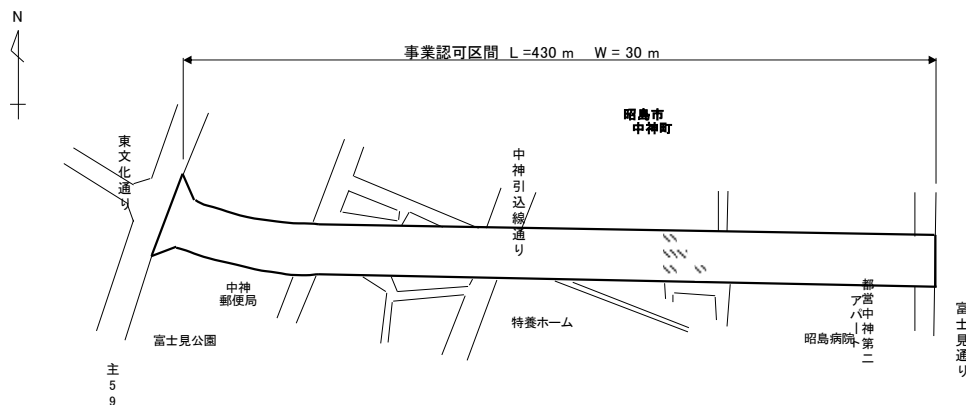
東京都としても、この区画整理区域に接続する3路線を「多摩地域における都市計画道路の整備方針(第三次事業化計画)」(平成18年4月策定)における優先整備路線に位置づけている。

カー1 昭島3・2・3号 国営公園南線

国営公園南線は、周辺に広域避難場所である昭和記念公園の他、多摩地域の防災活動の拠点となる立川地域防災センターが設置されており、救援物資輸送や避難路、緊急車両通行の役割を果たすとともに、昭島市北部地域から立川駅北口方面のアクセスを強化する路線である。

当該路線のうち、昭島市中神町地内の富士見通りから主要地方道八王子武蔵村山線（第59号）までの延長約430mについて、平成24年10月に事業概要及び測量説明会を開催し、平成25年12月5日に事業認可を取得している。

平成26年7月に用地説明会を開催し、用地折衝を進めている。



カー2 昭島3・2・11号 国営公園西線

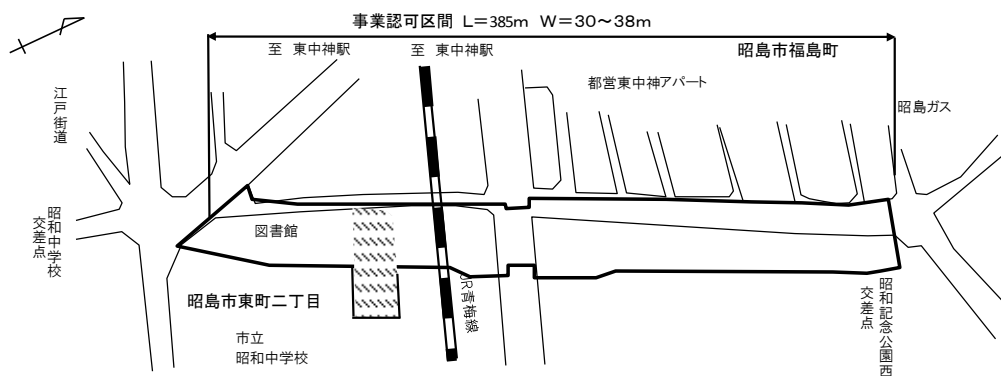
昭島3・2・11号国営公園西線は、南北方向の交通円滑化や立川基地跡地昭島地区へアクセスするほか、災害時には広域避難場所である昭和記念公園への避難路、あるいは防災活動拠点である立川広域防災基地からの緊急輸送道路としての役割を担う重要な道路である。

当該路線のうち、昭和中学校交差点から昭和記念公園西交差点までの延長約385mについて、平成27年8月に事業認可を受け、事業に着手した。

平成25年12月 事業概要及び測量説明会

平成27年8月 事業認可取得

〈用地〉平成28年度から用地取得に着手し、平成28年度末の取得率は約41%である。今年度も引続き用地取得を進める。



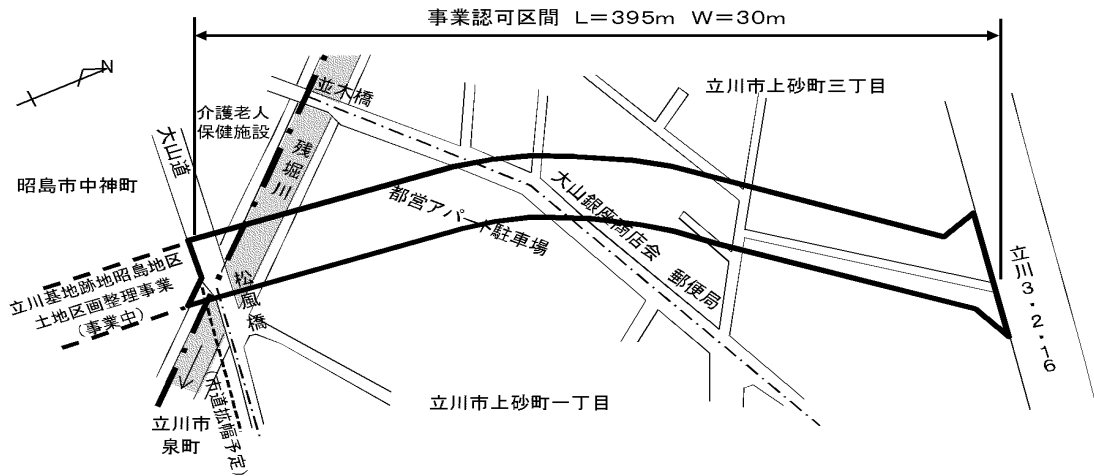
カー3 立川3・2・38号 国営公園西線

立川3・2・38号国営公園西線は昭島市境から立川3・4・39号線に至る全長約1,310mの都市計画道路であり、このうち区画整理事業の北側（昭島市境）から立川3・2・16号までの延長395mについて平成27年12月に事業認可を受け、事業に着手した。

平成 25 年 12 月 事業概要及び測量説明会

平成 27 年 12 月 事業認可取得

平成 28 年 6 月 用地説明会



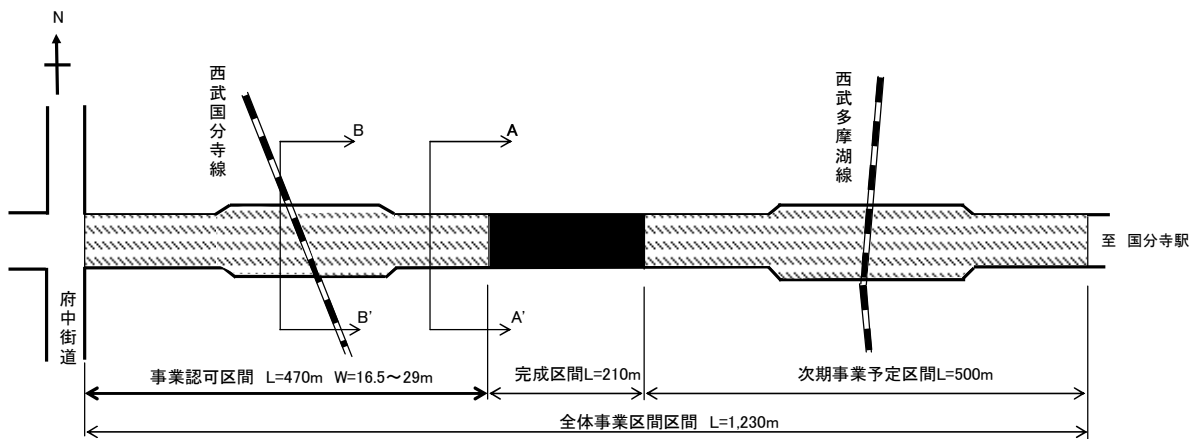
キ 国分寺 3・4・6 号 小金井国分寺線

小金井国分寺線は、国分寺市事業として昭和 41 年から事業を実施してきたが、市の財政上などの理由から、連雀通り及び市役所通りと、国分寺 3・4・6 を入れ替えることとなった。

府中街道から完成区間まで 470m（西武国分寺線交差区間）について、平成 25 年 4 月に東京都事業として事業認可を取得した。

〈用 地〉平成 29 年度は、残る用地取得を進める。

〈工 事〉平成 28 年度は、工事着手に向け協議を進める。



ク 国分寺 3・4・3 号 国分寺駅国立線

国分寺駅国立線は、国分寺駅と国立駅を東西に結ぶ延長 2.2km 幅員 16m の都市計画道路で、国分寺駅付近約 200m の完成部分を除き概成或いは未整備となっている。

府中 3・3・8 と府中街道の間は、一部区間で歩道も無く屈曲していることや、付近

に病院が多いこと等から整備要望の強い路線である。

府中 3・3・8 付近から JR 武蔵野線付近までの 650m 区間について、平成 12 年 12 月に事業認可を受け事業に着手した。

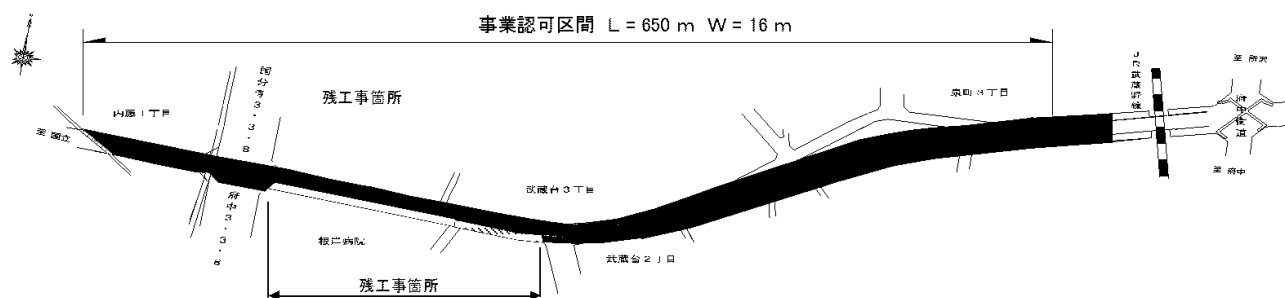
〈用 地〉平成 12 年度から用地取得に着手。平成 28 年度末の取得率は約 96%である。
今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成 16 年度から、街築工事に着手した。

平成 23 年度末までに府中 3・3・8 交差点付近の一部を除き、街築工事及び電線共同溝工事を実施した。

平成 24 年度は、事業の完了に向け、未取得用地箇所を除き歩道整備工事を実施した。

今後、用地取得後に街築工事及び電線共同溝工事を行い、工事完了を目指す。



ケ 東村山 3・4・18 号 新小金井久留米線

新小金井久留米線は、小金井市・武蔵野市・西東京市・東久留米市の各市を南北に結ぶ幹線道路であり、全体延長 7.8km のうち 3.3km が当所の所管（東久留米市）である。このうち、北原交差点（西東京市北原町地内）への交通集中を緩和するため、東村山 3・4・11 の整備に加え、所沢街道から新青梅街道間約 810m を事業中である。

ケー 1 東村山 3・4・18（その 2）

本箇所は、（その 1）区間の南側で、事業中の東村山 3・4・11 から新青梅街道に至る延長 630m の区間である。平成 10 年 7 月に事業認可を受け、事業に着手した。

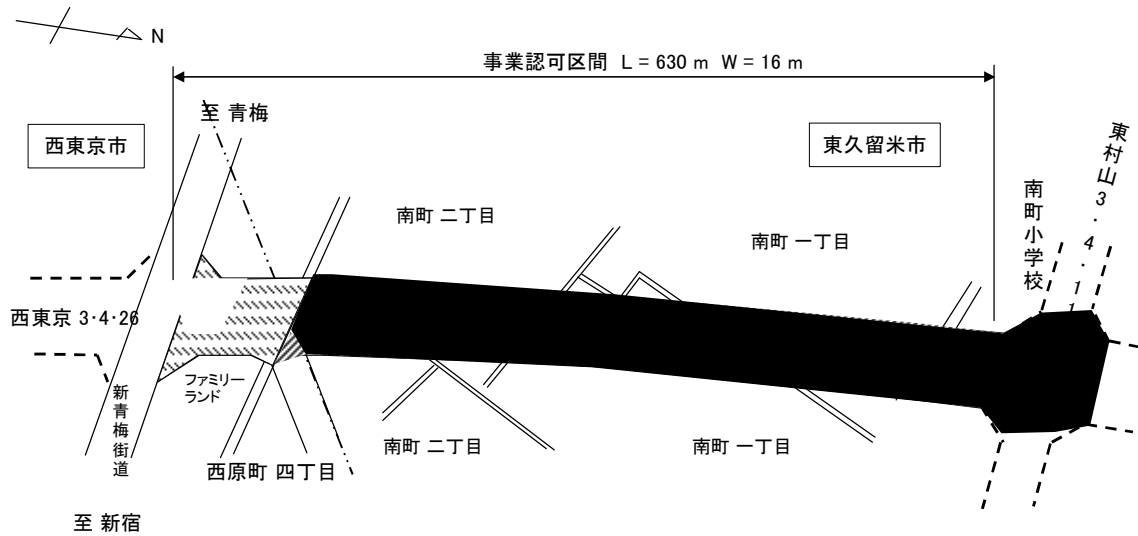
なお、西東京市区域の新青梅街道付近の約 120m は、北南建管内の西東京 3・4・26 であるが、一体的に整備を図るため、当所が施行する。

〈用 地〉平成 10 年度より用地取得に着手した。今年度も用地取得を進める。

〈工 事〉平成 19 年度から街路築造工事に着手し、平成 23 年度までに東村山 3・4・11 から柳新田通り（市道）付近までの街築工事、電線共同溝工事及び引込連系管工事を実施した。

平成 24 年度に、東村山 3・4・11 から柳新田通り（市道）までの歩道及び交差点整備工事を実施し、平成 25 年 3 月 7 日に交通開放を行った。

残る新青梅街道までの区間については、用地取得後に整備を行う予定である。



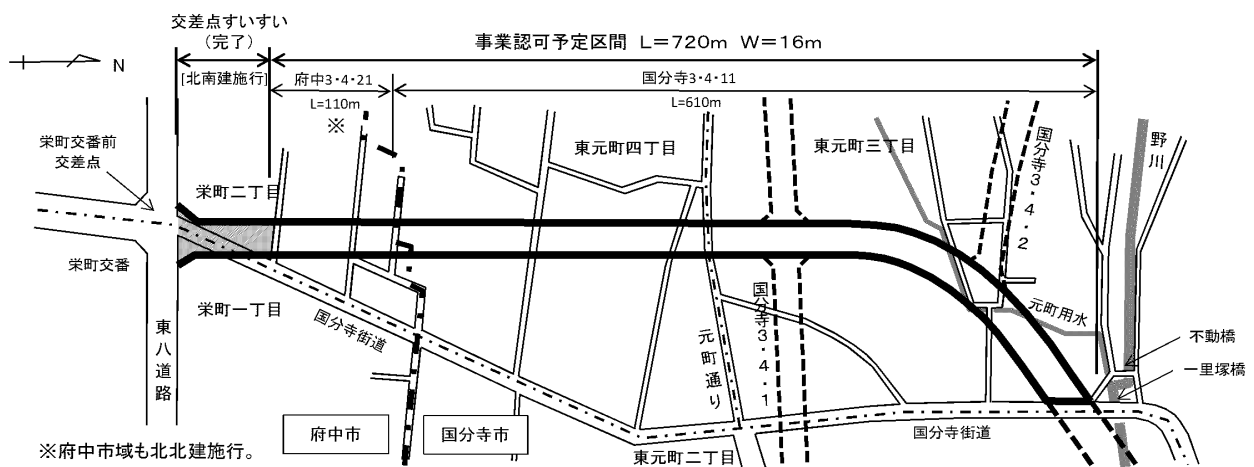
コ 国分寺 3・4・11 号府中国分寺線及び府中 3・4・21 号府中国分寺線

本路線は、府中市、国分寺市、小平市を結ぶ、南北方向の幹線道路であり、緊急輸送道路としての役割も担う重要な都市計画道路である。

コー 1 国分寺 3・4・11（東元町）

本区間は、国分寺街道の栄町交番前交差点付近から一里塚橋付近までの延長約 720 m であり、地元市による周辺まちづくりの検討と連携して進めている。

平成 28 年 2 月 事業概要及び測量説明会



(2) 道路・橋梁整備事業

ア 一般都道東村山東大和線第 128 号（廻田、清水）

本路線は、東村山市と東大和市とを結ぶ準幹線道路であり、バス路線にもなっているが幅員が狭く（7.5m）歩道が未整備であった。

用地取得が完了した東村山市区間から順次工事着手し、特に赤坂橋付近は線形が急カーブで、かつ交差点による交通渋滞が常時発生する区間であり、これを解消すべく平成 18 年度から工事に着手した。

なお、赤坂橋以西の東大和市側（清水）は立川 3・4・26（幅員 16.0m）の都市計画に沿って整備する。

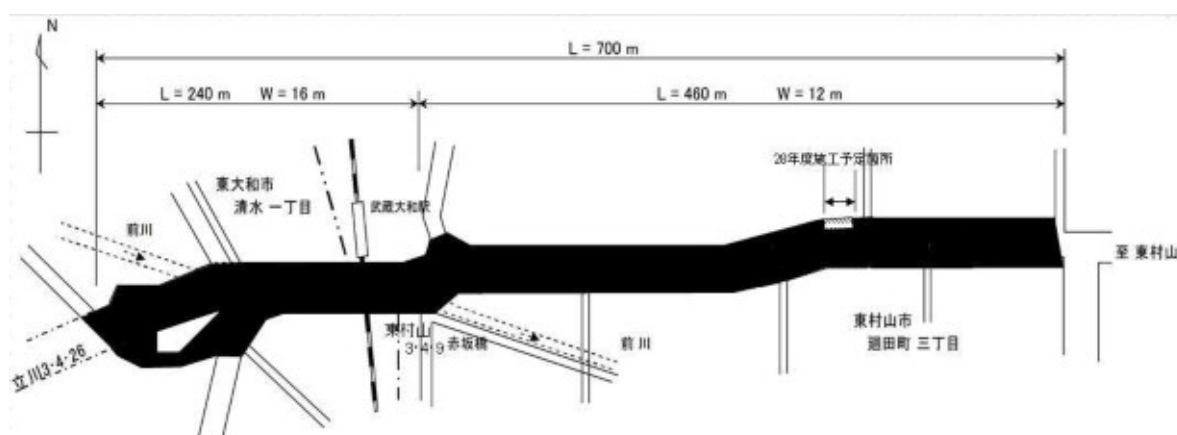
〈用 地〉平成 7 年度から用地取得に着手し、平成 28 年度末の取得率は約 99%である。

今年度も引続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成 16 年度から工事着手し、平成 23 年度までに、一部区間の道路整備工事と、用地未取得箇所を除く区間で水路工事を実施した。

平成 25 年度には、残る水路工事及び廻田赤坂交差点から武蔵大和駅西交差点間の工事を完了し、平成 26 年度工事では、新設道路区間の整備及び武蔵大和駅西交差点部の交通切り替えを実施し、平成 27 年度は、現道の再整備区間を施工し、16m 区間の事業が完了した。

残る、廻田町三丁目の 12m 区間の一部については、用地取得が完了次第整備を行うこととしている。



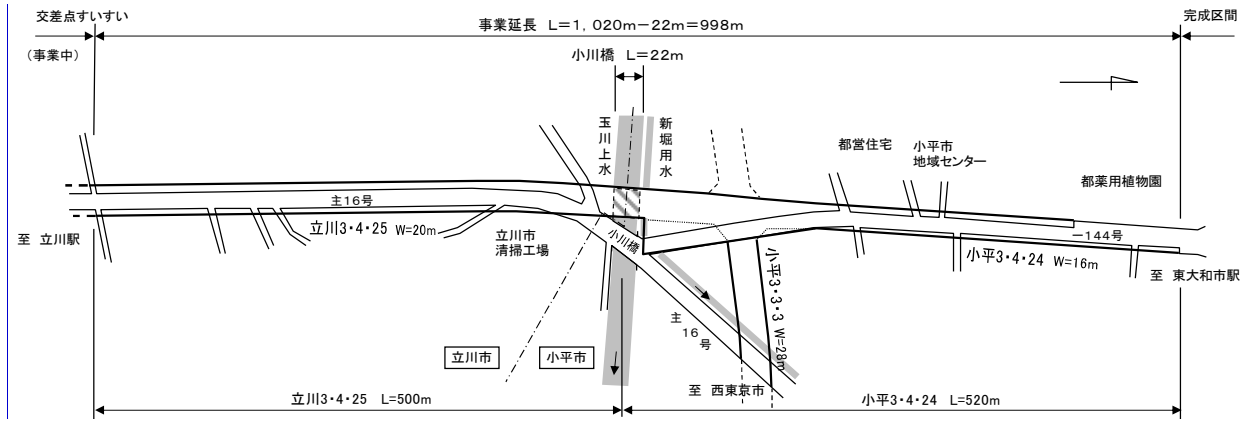
イ 主要地方道立川所沢線（第 16 号）、一般都道中島十番線（第 144 号）

本区間は、立川市幸町四丁目から小平市小川町一丁目に至る延長 1,020m である。

平成 26 年 10 月 事業概要及び測量説明会

平成 27 年 8 月 事業認可取得

平成 27 年 12 月 用地説明会



5 交通安全施設整備事業

(1) 交通安全施設

管内の道路は、急激な都市化と増加する交通量により、主要幹線道路はもとより生活道路にまで自動車があふれ、歩行者が危険にさらされるとともに交通渋滞を引き起こしている。

このため、住民や関係機関から道路の改善や拡幅に関する要望や苦情も多い。

こうした現状を打開するため、道路ネットワーク構築と合わせ、交通事故の防止と歩行者等の安全確保のため、広い歩道の整備や歩道のバリアフリー化などを交通安全施設整備事業により実施している。

ア 歩道設置事業

歩道は、歩行者の安全・快適な通行を保つ上で大変重要な施設の一つである。しかし、未だ歩道がない箇所、あるいは狭い箇所が残っている。それらの箇所について、車椅子がすれ違うことのできる2m以上の幅員を有した、誰もが安心して歩くことのできる歩道を設置するため、歩道整備事業を実施している。

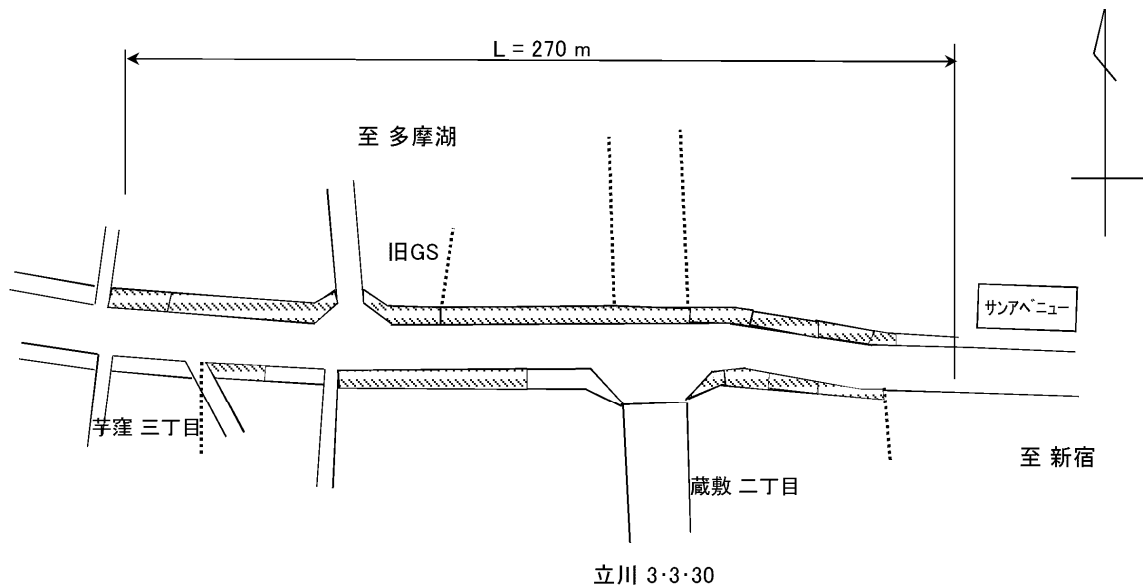
ア-1 主5（蔵敷）

本事業は、主要地方道新宿青梅線（第5号）青梅街道のうち東大和市蔵敷一丁目から同市芋窪一丁目地内の延長270m区間において、歩道が無い現道路の両側に、幅2.5mの歩道を新たに設置する事業である。

〈用 地〉平成28年度末の用地取得率は約99%である。

今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成26年度から、用地取得済み箇所において歩道整備の工事を行い平成27年度完了。



イ 第3次交差点すいすいプラン

東京都では、慢性的な交通渋滞を緩和するために、平成6年度当時、都市計画道路の整備率が40%であった多摩地域を中心に、比較的短期間に、少額の投資で効果が発揮できる「交差点改良事業」を重点的に取り組むこととし、「交差点すいすいプラン100」を策定した。

そのうち、当所では、計画最終年度の平成16年度までに、19箇所が完成又は概成となった。

この「交差点すいすいプラン100」に引き続き、平成17年度に「第2次交差点すいすいプラン」を策定、当所管内では18箇所が整備対象となった。

平成26年度までに2箇所（松山三丁目、西東京警察病院入口）が完成、3箇所が概成（天王橋第二、三本榎、堀向北）となり、8箇所が事業中となっている。

また、平成27年3月には、「第三次交差点すいすいプラン」を策定しており、当所管内では、新規7箇所、継続9箇所の計16箇所が対象となっている。

イー1 - 134（恋ヶ窪）（巻頭写真）

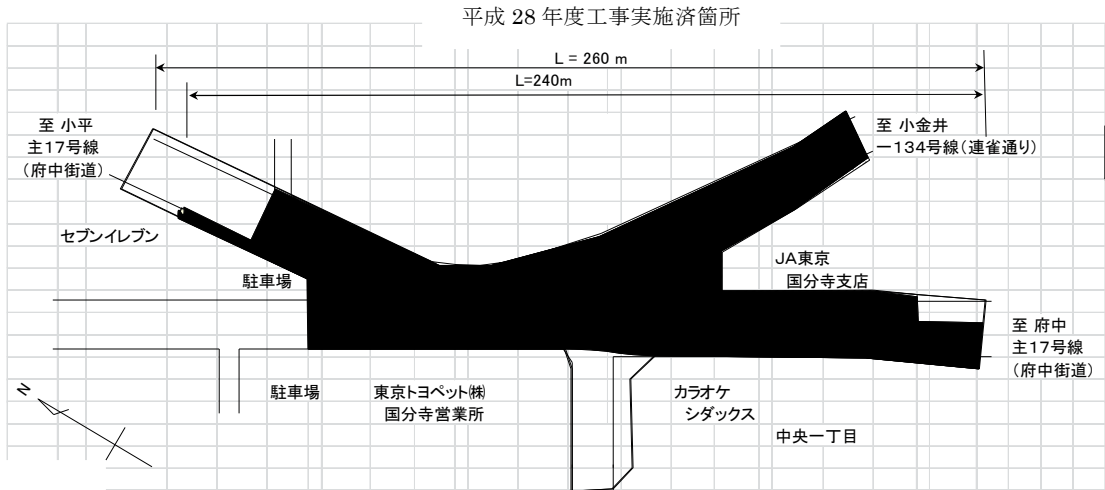
本事業は、一般都道恋ヶ窪新田三鷹線（第134号連雀通り）と主要地方道所沢府中線（第17号府中街道）の交差する恋ヶ窪交差点において、交差点改良工事を行うものである。交差点改良工事は、国分寺市東戸倉二丁目から同市東恋ヶ窪四丁目地内の延長260m区間で実施し、右折レーンや左折レーンを設置するものである。

〈用 地〉平成27年度末の用地取得率は約95%である。

今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成25年度に警視庁協議を実施し交差点形状が確定した。

平成28年度に用地取得済みの延長240m区間で工事を行い、右折レーンの設置を行っている。



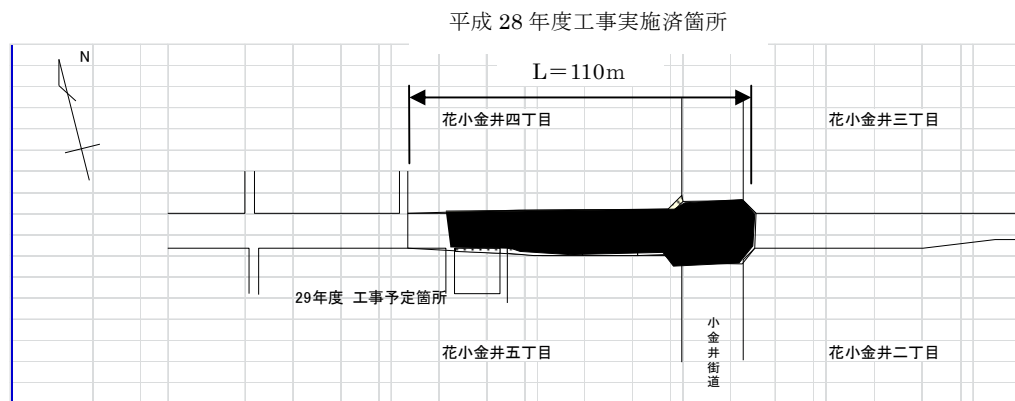
イ-2 -227 (北野中) (巻頭写真)

本事業は、一般都道小平停車場野中新田線（第227号）と主要地方道府中清瀬線（第15号小金井街道）の交差する北野中交差点において、交差点改良工事を行うものである。交差点改良工事は、小平市花小金井四丁目から同市花小金井二丁目地内の延長約110m区間で実施し、右折レーンを設置するものである。

〈用地〉平成25年度末において、一部を除きほぼ用地取得は完了している。

今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工事〉平成26年度に企業者工事が完了した。平成28年度に用地取得済みの区間において工事を実施し、右折レーンの設置を行っている。



イ-3 主7 (喜平橋)

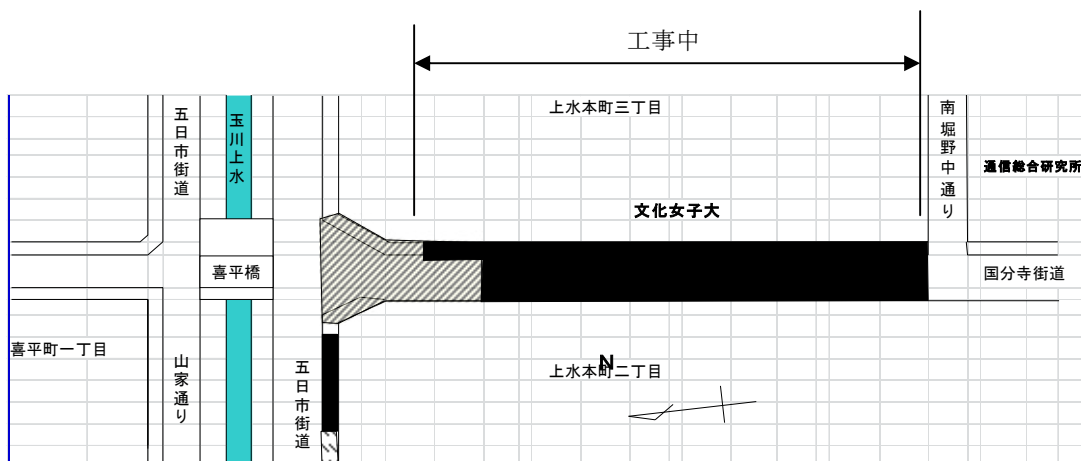
本事業は、主要地方道杉並あきる野線（第7号五日市街道）と一般都道小川山府中線（第133号）の交差する喜平橋交差点において交差点改良工事を行うとともに、一般都道小川山府中線において歩道設置及び電線共同溝設置を行うものである。

交差点改良工事は、五日市街道に左折レーンを設置するものである。

〈用地〉平成26年度末において、一部を除きほぼ用地取得は完了している。

今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工 事〉平成 26 年度には企業者工事を進めており、平成 27 年度から一般都道小川山府中線の歩道設置及び電線共同溝設置を行っている。



〈〈資料編〉〉

資-11 平成 25 年度 交通安全施設事業の主な実施箇所

資-12 平成 26 年度 交通安全施設事業の主な実施予定箇所

資-13 第 3 次交差点すいすいプラン実施状況及び予定

Ⅲ 河 川

1 河川の現況

当所が管理する一級河川は、管内を南東に流れる多摩川水系 2 河川（残堀川、野川、延べ延長約 12.6km）、北東に流れる荒川水系 6 河川（柳瀬川、空堀川、奈良橋川、黒目川、落合川、石神井川、延べ延長約 34.4km）で合計 8 河川（約 47km）である。

また、市が管理する準用河川が荒川水系で 1 河川（北川約 3.2km）ある。

ほかに河川法の適用を受けない普通河川が多数存在しており、これらは地方分権に伴い市への引き継ぎが行われ、地元の市、または水利組合が管理している。

当所が管理する法定河川 8 河川のうち 6 河川については、中小河川整備事業として 1 時間 50 ミリの降雨に対処するため、護岸の整備を進めており、平成 28 年度末現在の護岸整備済延長は 32,843m であり、整備計画延長に対する整備率は約 83% である。（資-16）

未改修部分の川幅は、3～7 m 程度と狭く、護岸は昭和 40 年代以前に構築されたものが多く、老朽化が進むとともに、洪水を流下させる能力が不足している。

また、近年の市街化の進展に伴う田畑や緑地の減少などにより、雨水が地中に浸透しにくくなり、雨が降ると短時間に雨水が下水道管などを通して河川に流れ込み、水害が発生しやすい状況になっている。

このような状況を改善するため、用地の取得や工事施工上の課題を解決しながら河川の改修促進（中小河川整備事業）に努めているところである。また、荒川水系では下流埼玉県管理区間の整備と整合を図りながら事業を進めていかなければならない状況にある。

当所では、都県境付近に黒目川黒目橋調節池や柳瀬川金山調節池などの洪水調節池を整備するほか、空堀川では下流からの改修とともに、上流では護岸を先行的に整備して河道内に暫定的な河道内調節池を設置する等、下流への洪水の増大を防止しつつ護岸改修を進めている。さらに、これら河川の維持管理にも日頃より万全を期している。

また、平成 9 年の河川法の改正を踏まえ、河川環境の整備と保全を図るため、流域連絡会を設置するなど、市民、地元市と連携し、豊かな自然を保全し、創出することをめざして多自然川づくりを進めている。



空堀川 念仏塚橋上流付近(未整備箇所、武蔵村山市)

2 河川の管理

自然公物である河川を適正に維持管理するため、次のような事務を行っている。

(1) 許認可事務

河川は公共物であって、本来他人の使用を妨げない限度において、一般公衆の自由な使用に供されるものである。しかし、自由使用の範囲を越え、他人の使用を妨げ、または公共の利益に反する恐れがある使用等については制限が必要である。そのため、許可事項として一定の規制を行っている。

河川及び水路の占用許可等の件数は表－18のとおりである。

表－18 平成 28 年度 河川及び水路の占用等の件数

(単位:件)

種 別	河川別		河 川	水 路	合 計
	継 続	新 規			
占 用 許 可	継 続		1,627	3	1,630
	新 規		171	0	171
	小 計		1,798	3	1,801
自 費 工 事			11	0	11
都 市 計 画 法 に 基 づ く 同 意 事 項			0	0	0
編 入 同 意			0	0	0
用 途 廃 止			0	0	0
交 換 寄 付			0	0	0
そ の 他			0	0	0
計			1,809	3	1,812

(2) 日常の維持管理事務

住民からの要望や苦情に対する対応、河川敷に関わる不法占用及び不法投棄の処理などである。

また、河川の水質異常事故に対して、関係部署と協力して迅速に対応している。

(3) 財産管理事務

財産管理事務の主なものは次のとおりである。

- ① 河川整備工事に伴う旧川の利用計画作成・廃川告示等
- ② 申請に基づく河川区域線を証明するための官民境界の立会い
- ③ 用地取得後の事業用地の管理
- ④ 河川用地と民地との交換
- ⑤ 河川用地と他局用地との所管換え

こうした維持管理及び財産管理を適正に行うため、河川区域図等の整備を進めている。

(平成 28 年度末の整備率：約 65%)

(4) 河川監察

主な項目は次のとおりである。

- ① 河川護岸等の損傷の早期発見と事故の未然防止
- ② 河川に関する禁止行為の発見と是正
- ③ 河川用地の不法占用物件の発見と是正
- ④ 河川への不法投棄の発見と除去

近年、河川区域内の不法占用に対する監察の必要性が高まっており、建設局でも毎年「不法占用等の実態調査」を実施している。

日常管理においては、定期的に河川沿いを徒歩で巡回しており、不法占用等を発見したときは、関係各課・工区等と密接な連絡を取り、適切な措置を行っている。

3 中小河川整備事業

(1) 残堀川

残堀川は、西多摩郡瑞穂町の狭山ヶ池に源を発し、南東に流れて武蔵村山市、昭島市を貫流し立川市日野橋上流で多摩川に合流する延長 14.5km、流域面積 34.7km²の一级河川である。中流部では国営昭和記念公園内を貫流している。

このうち、延長 10.7km (多摩川合流点～瑞穂町境・下砂橋) が当所の管理区間である。



流域の大部分は立川段丘に属し、地形も比較的平坦であり、河道は立川ローム層に堀込河道を形成しながら流下しているが、段丘の端部で約 10m の落差を形成している。

本川の改修事業は、昭和 34 年から五日市街道の残堀橋より上流へ 5.36km にわたり暫定改修工事を行い、昭和 38 年度に完成している。

昭和 39 年度より、国営昭和記念公園下流端から多摩川合流点に至る区間の工事に着手し、時間雨量 30 ミリ規模の改修が完了している。

また、昭和 43 年 3 月 30 日に時間雨量 50 ミリ規模での全川改修が計画決定され、平成 16 年度をもって JR 中央線から西多摩郡瑞穂町の下砂橋下流までの護岸が完成した。

昭和 62 年度から進めてきている河床掘削についても、平成 2 年度で下砂橋下流までの掘削が完了し、国営昭和記念公園下流部より段丘端部の落差までの間を除き、平成 7 年度で当所の管理区間は、時間雨量 50 ミリ規模の河川断面が概成した。



新残堀橋上流付近(立川市)

なお、国営昭和記念公園下流部の河積狭小部の水害軽減については、昭和62年度、国から同公園内の用地を借地し、暫定的に洪水調節池を設置した。

しかしながら、当該箇所は、公園計画上重要な場所に位置しており、平成30年度までの暫定措置として土地を借用していることから、恒久的な洪水調節機能を確保するため、立川基地跡地・昭島地区において平成25年度より残堀川調節池 (60,000m³貯留) の整備を進めており、28年度に調節池の機能を確保する整備が完了した。

近年、源流からの水量及び近辺の流入水量の減少や、流水の地下浸透により、降雨時を除き、管内残堀川全域に亘り瀬切れ現象が起きており、住民及び流域自治体からも水辺環境の改善を強く求められている。

これらに対処するため、平成 13 年度から平成 20 年度にかけて西多摩建設事務所との管理境の下砂橋下流から下流に向け河床に粘土張りを施すなど、流水を確保し環境保全に努めている。

〈工 事〉今年度は、残堀川調節池の管理用通路等の整備、昭和記念公園調節池の埋戻し、護岸工事等を行う。

(2) 黒目川

黒目川は、小平市小平霊園付近に源を發し、東久留米市内を東流し、埼玉県境において落合川と合流し、その後埼玉県内を流下し朝霞市で新河岸川に合流する延長 17.3km、流域面積 37.6km²の一級河川である。

このうち延長 4.3km、流域面積 18.6km²が東京都に属している。



昭和 38 年度に都県界から都橋・所沢街道（一級河川終点）までの 4.31km を都市計画決定したが、下流埼玉県内が未改修のため、昭和 42 年度までは、用地取得を行ったのみで本格的な改修工事を実施することができなかった。

しかし、度重なる水害に早期改修を望む地元からの声が高まってきたため、埼玉県と調整を図り、県内河川の流下能力に見合った暫定改修を昭和 43 年度から行うこととし、昭和 57 年度に時間雨量 30 ミリ規模の工事を完了した。



下田橋上流付近(東久留米市)

また、昭和 57 年度に下流部から時間雨量 50 ミリ（下流埼玉県内の流下能力見合いで河床高により時間雨量 30 ミリに調整）規模の護岸改修工事に着手し、都橋下流右岸部分を除く 4.27km が完成している。管理用通路には植栽を行い、サイクリング道路等として開放し地域の人々に親しまれている。

さらに、黒目川と落合川との合流部に「黒目川黒目橋調節池」を設置し、都県境からの流出量を現況の時間雨量 30 ミリに抑制しながら、流域の流下能力を時間雨量 50 ミリに引き上げることとし、平成 4 年 10 月から第一期の調節池工事に着手し、平成 14 年 3 月に完成、同年 4 月より一期分（貯留量 159,400m³）の供用を開始している。

平成 20 年度に二期分（貯留量 61,600m³）の工事を再開し、25 年度末には調節池の躯体・取水堰等が完成した。その後も、換気棟の建築や設備（電気、機械）の工事を進めてきたが、本年 7 月に整備が完了した。

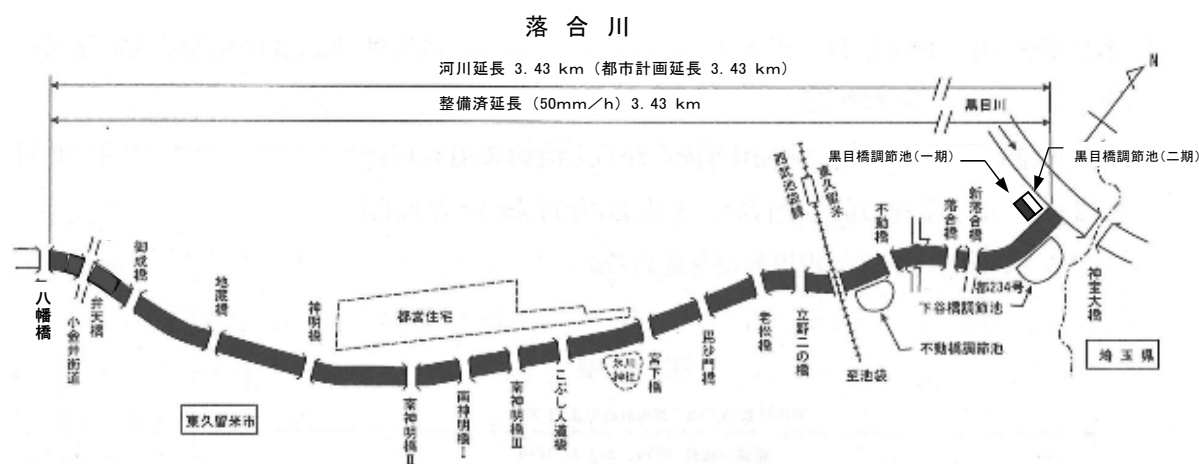
黒目川では、今後、暫定河床を解消し、治水能力を時間雨量 50 ミリ規模に引き上げていく予定である。

〈用 地〉 都橋下流右岸の一部を除き用地取得は完了している。

〈工 事〉 黒目橋調節池の放流渠、外溝等の工事を実施。

(3) 落合川

落合川は、東久留米市八幡町に源を発し、東流して普通河川立野川を併流後、都県境付近で黒目川に合流する延長 3.4km 流域面積 6.8km² の一級河川である。



昭和 44 年に黒目川合流点から一級河川終点まで 3.43km の都市計画決定後、事業に着手した。下流黒目川の改修工事との関連で当初は用地取得を先行させていたが、昭和 47 年度から黒目川の改修規模に整合させて暫定改修（時間雨量 30 ミリ）を進めてきた。黒目川同様、昭和 57 年度に黒目川合流点から時間雨量 50 ミリ規模の護岸改修工事に着手し、平成 22 年度に護岸の整備が完成した。



立野橋上流付近(東久留米市)

なお、整備にあたっては、沿川自治会や「川の交流会」など地域の方々の意向を踏まえながら、できる限り自然環境に配慮し整備を進めた。

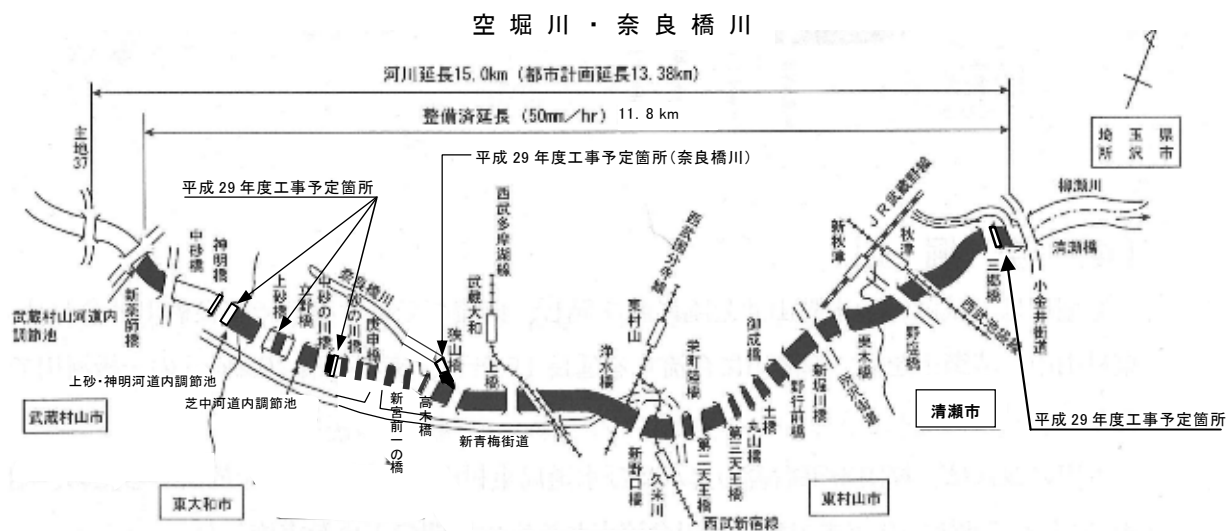
落合川も、今後、調節池を 2 箇所（下谷橋、不動橋）設置するとともに暫定河床を解消し、治水能力を時間雨量 50 ミリ規模に引き上げていく予定である。

〈用 地〉 調節池予定地の用地取得は完了している。

(4) 空堀川、奈良橋川

空堀川は、武蔵村山市野山北公園に源を発し、東流して東大和市で奈良橋川を併流後、東村山市、清瀬市を経て柳瀬川に合流する延長 15.0km、流域面積 26.8km² の一級河川である。

奈良橋川は、武蔵村山市中藤にある番太池や赤坂池などの湧水を源水として東流し、東大和市の高木橋付近で空堀川に合流する延長 2.9km の一級河川である。



本川の改修は、横田米軍宿舎の排水及び水道局東村山浄水場の余水を放流するため、昭和 32 年から昭和 40 年までに柳瀬川合流点から庚申橋間の工事を実施した。

昭和 41 年には、都営村山団地の建設に伴う排水放流に備えて、庚申橋から団地放流口までの約 1.8km の区間について工事を実施した。しかし、この改修規模は各排水放流に対応するのが限度であり、洪水に対し十分でないことから、昭和 46 年 11 月都市計画決定され、ただちに柳瀬川合流点から野行前橋間について事業化した。

さらに、昭和 55 年度以降、順次上流に向けて整備を進めており、現在、高木橋上流区間において工事を行っている。

また、中・上流部の水害軽減を目的とし、平成 14 年度までに 5 箇所の河道内調節池を暫定整備し、約 11 万 m³ の貯留を確保した（現在までに、下流側の高木河道内調節池及び庚申橋調節池は河道として本整備されたため貯留能力は約 8 万 m³ である）。



下砂橋上流付近(東大和市)

平成 10 年度末には、10 年余りに及んだ栄町陸橋から浄水橋付近の護岸改修工事が完成し、水害に対する安全性が高まった。この完成を記念して、毎年「川まつり」が地域の町会や商店街等が中心になって盛大に行われ、空堀川が地域にとって水辺や緑を楽しむ

めるかけがえのないものとなっている。

平成 21 年度には水衡部となっていた高木橋上流部の奈良橋川合流部を仮設水路により高木橋下流に切回すなど、水害に対する危険性は確実に解消されつつある。

〈用 地〉・空堀川

立野橋～上砂橋間については、用地取得が完了している。

神明橋～中砂橋間(平成 21 年 11 月事業認可、延長約 540m)については、平成 22 年度から用地取得を進めており、平成 28 年度末の用地取得率は約 86% である。今年度も引き続き用地取得を進める。

・奈良橋川

空堀川合流点から上流約 390m 区間について、平成 18 年 10 月 25 日に河川予定地の指定を行い、平成 28 年度末の用地取得率は約 88% である。今年度も引き続き用地取得を進める。

〈工 事〉・空堀川

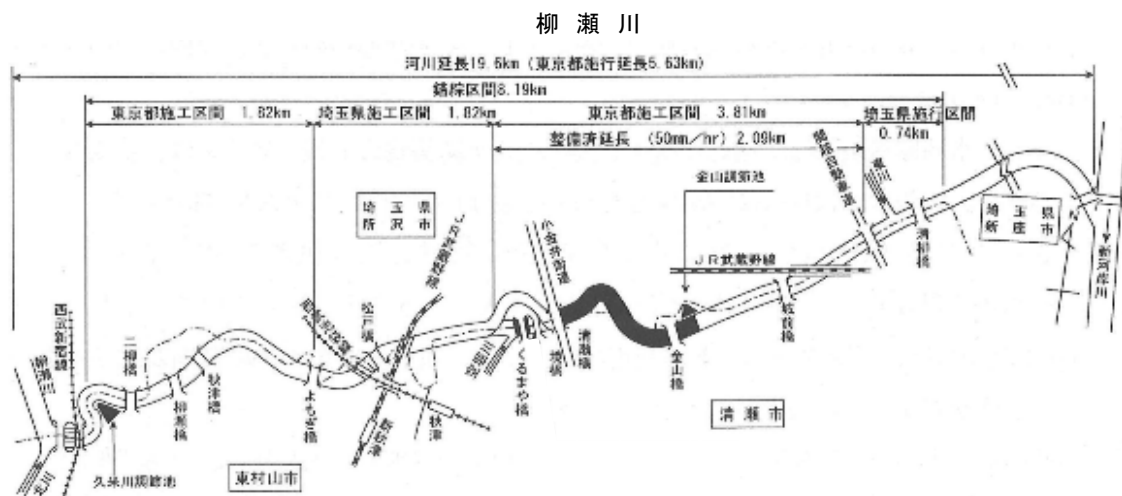
東芝中橋上下流の護岸及び橋梁工事、新中砂橋上下流の護岸及び橋梁工事、神明橋上下流の護岸及び橋梁工事、三郷橋下流の河床整備を行う。

・奈良橋川

北高木橋上流の護岸工事を行う。

(5) 柳瀬川

柳瀬川は、狭山丘陵の山口貯水池(狭山湖)の余水に源を発し、所沢市と東村山市、清瀬市の境界を錯綜して流下し、関越自動車道下流から埼玉県域となり、新座市、富士見市、志木市を東流して新河岸川に合流する延長 19.6km、流域面積 95.5km² の一級河川である。



本川の改修工事实施にあたっては、中流部の都県錯綜区間 8.2km について、昭和 59 年 8 月、埼玉県と工事協定を締結し、関越自動車道から空堀川合流点までの 3.81km 及びよ

もぎ橋から北川合流点までの 1.82km を東京都が施行することとなった。

昭和 61 年度から関越自動車道から空堀川合流点上流までのうち、金山調節池の設置を条件に清瀬橋付近の空堀川の合流形状を改良できることとなり、金山橋下流左岸を昭和 61 年 6 月、河川予定地に指定し、平成 6 年 3 月に金山調節池（46,000m³ 貯留）が完成、供用を開始している。

金山調節池においては、平成 13 年度より住民と市・都が協働してワークショップ方式による環境保全の試みを行っており、住民と協働した川づくりを進めている。



金山橋下流付近(清瀬市)

また、空堀川との合流点付近については、平成 18 年度に第一段階、平成 22 年度に第二段階として「柳瀬川・空堀川合流点付近の川づくり懇談会」を開催し、整備箇所の基本方針及び現柳瀬川の適正な流量、分水施設の構造などについて意見交換を行い、取りまとめられた成果に基づき整備を進めてきた。柳瀬川・空堀川新合流点の整備は平成 28 年 8 月に完了した。

針及び現柳瀬川の適正な流量、分水施設の構造などについて意見交換を行い、取りまとめられた成果に基づき整備を進めてきた。柳瀬川・空堀川新合流点の整備は平成 28 年 8 月に完了した。

〈用 地〉 境橋～新合流点間については、用地取得が完了している。

4 その他の河川事業

(1) 河川防災

各河川の未整備区間について、局部的水害防除を目的として、老朽化した護岸や河床の低下により根入れ不足で危険となった護岸等の補強工事を実施する。

また、台風時の増水等により護岸崩壊等があった際は、復旧工事を実施する。

(2) 河川維持

各河川の堤防、護岸、転落防止柵などに生じた損傷箇所についての補修工事を、河川環境を良好に保つため河川敷地の除草、河道清掃を適宜実施する。

また、空堀川及び残堀川において管理用通路の維持更新工事を実施している。

(3) 河川しゅんせつ

河床に土砂が著しく堆積し、治水上、支障が生じている箇所を適宜しゅんせつする。

また、金山調節池において、池内に堆積した土砂のしゅんせつ工事を平成 28、29 年度に実施している。

(4) 河川環境整備

空堀川において、管理用通路の緑化整備工事を実施している。

(5) 水 防

管内河川では、空堀川や柳瀬川などに未整備の箇所が残っており、集中豪雨や台風時に氾濫による水害の恐れがある。

このため、年度当初に所内の水防態勢を整備するとともに、5月には水防管理団体（管内10市）や警察、消防、自衛隊などの水防関係機関を対象に、北多摩北部地域水防連絡会を開催し、水防上注意を要する箇所の確認や情報伝達経路の周知を図っている。

また、緊急時の排水活動に対応するため、当事務所や多摩地区4事務所合同による排水ポンプ車操作訓練を行い、操作の更なる習熟を図るとともに、初動対応の迅速化に努めている。

なお、水防関係機関や都民に情報を提供する東京都水防災総合情報システム（建設局河川部）が運用されており、雨量や河川水位などに関する情報をインターネットや携帯電話からも都民にリアルタイムで提供している。



柳瀬川・境橋下流（平成28年8月22日増水時）



北多摩北部地域水防連絡会（平成29年5月26日）



多摩4事務所合同・排水ポンプ車操作訓練
（平成29年7月12日）

5 市民との協働

(1) 河川清掃、川まつり

河川に対する関心や愛護意識が高まる中、当所では、NPO法人、市民団体等と協働して河川清掃、川まつり等の活動に取り組んでいる。



空堀川クリーンアップ(東大和市)



空堀川クリーンアップ(東村山市)



空堀川・川まつり(東村山市)



自然大好き“金山調節池”
(柳瀬川、清瀬市)



きよせ川まつり
(柳瀬川、清瀬市)



わくわく川掃除&川あそび
(黒目川・落合川、東久留米市)

(2) 柳瀬川・空堀川流域連絡会

流域連絡会は、流域の住民や市民団体、河川管理者などが河川に関する情報や意見交換を行い、協働・連携して地域に親しまれる川づくりを進めることを目的としている。

柳瀬川・空堀川流域連絡会は、平成11年11月に発足、これまで18年間にわたり意見交換や現場見学等を行っている。

平成25年7月に発足した「第7期」は2つの分科会に分かれ、河川環境分科会では、植栽の実施に向けて場所や方法、維持管理方法などについて、水循環分科会では、空堀川の水量確保に向けて具体的な方法、効果などについて意見交換を重ねた。

平成28年3月からは、都民委員・団体委員14名、行政委員12名で構成される「第8期」において、引き続き現地視察会や意見交換等を行っている。

今後とも、地域に親しまれる自然豊かな川づくりに向け、市民と行政が情報や問題意識を共有し、良好なパートナーシップのもと活動を続けていく。



全体会の様子



現地視察会(柳瀬川・清瀬市)

IV 事業用地管理事務

道路、河川の事業予定地及び事業残地並びに廃道敷及び廃川敷地等の管理については、公有財産関係規程に準拠するほか、建設局所管公有財産管理要綱に基づき事務処理を行い、不法占拠やゴミの投棄のないように適正な管理に努めている。

なお、道路、河川の事業用地や残地等のうち、当面、工事開始時までに相当な期間を要する箇所については、地元市などと連携し駐輪場等に活用することとしている。

また、道路、河川に関する未利用地については、都民の視点に立った活用の検討を進めている。

V その他の事業

1 市町村土木補助事業

市町村道は、国道や都道と一体になって道路網を形成し、安全な生活道路づくりを通じて良好な生活環境を創出する役割を担っている。

本事業は、国道、都道に比べて整備の遅れた市町村道や、交通安全施設等の整備に対し、都が財政的・技術的支援を行い、整備促進を図り市町村のまちづくりに寄与するものである。

表－19 市町村土木補助事業（道路事業）

種別 市名	路線件数		補助金額（当初）	
	平成29年度 （予定）	平成28年度	平成29年度 （予定）	平成28年度
① 立川市	7	6	88,635 ^{千円}	195,165 ^{千円}
② 昭島市	3	4	18,300	18,600
③ 小平市	5	10	18,300	43,800
④ 東村山市	8	5	46,227	61,443
⑤ 国分寺市	1	2	7,800	12,900
⑥ 国立市	6	7	117,121	318,078
⑦ 東大和市	6	8	27,810	53,132
⑧ 清瀬市	7	6	69,915	124,604
⑨ 東久留米市	18	17	163,388	224,756
⑩ 武蔵村山市	3	3	68,850	32,100
計（10市）	64	68	626,346	1,084,578

2 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業

地域のまちづくりや公共施設への連絡など、地域にとって重要な役割を果たす都道のうち、地元市からの整備要望が強い路線について、都と市が連携・協力して事業を行っている。

現在事業中（予定含む）の箇所は、表-20のとおりである。

表-20 第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業箇所

平成29年4月1日現在

	路線名	箇所	延長	事業期間	
東村山市	東村山3・4・5号線	恩多町5丁目～ 恩多町1丁目	640	29～38	※
東久留米市	東村山3・4・5号線	柳窪1丁目～ 柳窪5丁目	280	29～38	※
小平市	小平3・3・3号線	小川町2丁目	440	29～38	
東村山市	東村山3・4・5号線	久米川町3丁目～ 恩多町3丁目	560	29～38	
東村山市	東村山3・4・10号線	野口町1丁目～ 野口町4丁目	390	29～38	
東村山市	東村山3・4・31号線	野口町4丁目	160	29～38	
武蔵村山市	立川3・4・39号線	学園1丁目～ 榎3丁目	400	29～38	

※ 新みちづくり・まちづくりパートナー事業からの継続箇所

3 道路愛護活動

当所では、都民との協働による道路の維持管理について、従来から協定・覚書の締結による活動の支援や美化推進協力員制度を活用した取り組みを進めてきた。

特に、平成15年度からは、道路利用のモラル向上と潤いのある道路空間の創出を目指すことを目的に「東京ふれあいロード・プログラム」として制度化し、積極的に都民協働の支援を進めている。

本年度の主な活動団体と取り組みは以下のとおりである。

(1) 覚書の締結による活動

平成11年4月に東久留米市立本村小学校と東久留米市教育委員会と東京都で覚書を締結し、府中清瀬線（15号）、東久留米市内の約750mに街路樹として植栽した「かりん」を当該児童が、開花時（春先）から観察日記をつけ、実の収穫を11月頃に行

い、学習活動に役立てている。

(2) 「東京ふれあいロード・プログラム」への参加

① 特定非営利活動法人東久留米フラワーネットワーク

従前は、特定非営利活動法人東久留米フラワーネットワークと東久留米市と東京都で協定を締結し活動を行ってきた。当該プログラムが発足した平成15年4月から本格的に活動しており、植栽の手入れや花壇づくり、歩道清掃を行っている。活動場所は東久留米停車場線（125号）・東久留米市内の約430mであり、多いときは月に9回、平均月5回の活動を行っている。

② 国際文化理容美容専門学校国分寺校

国際文化理容美容専門学校国分寺校が、月4回ほど、立川国分寺線（145号）・約75mの歩道の清掃活動を行っている。

③ 警視庁立川警察署少年柔剣道部

少年柔剣道部の小中学生が稽古の合間に活動している。道路の清掃活動や、花苗の植え付け、水撒きなどで、月に4回ほどの活動を行っている。活動場所は立川昭島線（153号）10mほどである。

④ ベアーの会

地元有志の団体である。平成15年5月から、八王子・武蔵村山線（59号）の南は多摩大橋付近から北は中神駅付近まで約2000mを、概ね月一回道路清掃や道路脇に花の植栽等を行っている。当時捨て看板等が氾濫し新設道路の景観が損なわれたことから、道路の安全と美観維持のため活動し現在に至っている。

⑤ 第一学院高等学校立川キャンパス

授業の一環として、立川所沢線（16号）・約100mにおいて、概ね週一回の歩道清掃や春秋の花苗の植え付け等を行っている。

⑥ 秋田緑花農園癒しの道ボランティア部

地元有志の団体である。平成28年6月から、新宿青梅線（5号）・約250mの植栽帯において、概ね月一回の除草・清掃や通年を通して適時土壌改良を行っている。

※ 「東京ふれあいロード・プログラム」とは、東京都と地域住民・団体等との協働により道路の清掃や植栽の手入れなど道路の維持管理を行うことによって、道路美化を推進し、道路利用のモラル向上と潤いのある道路空間の創出を目的とした制度。